

「安倍川水系河川整備計画（原案）」に対する
ご意見とその対応

平成19年 1月10日

国土交通省中部地方整備局

■ 安倍川水系河川整備計画（原案）に対する意見聴取結果

■ ご意見の対応分類について

| 意見者分類 | | 意見数 |
|----------|---------|-------|
| 流域住民 | 住民意見交換会 | 39 件 |
| | アンケート | 51 件 |
| 関係行政機関 | | 140 件 |
| 安倍川流域委員会 | | 24 件 |
| 合計 | | 254 件 |

| 意見者分類 | | | 対応分類 | |
|------------------|-----|-----|-----------------------------------|----------------------------------|
| 254 | 252 | 83 | ・整備計画（原案）に既に記載されているもの | ■整備計画（原案）で既に記載されているもの、修正、強調をしたもの |
| | | 169 | ・単純な語句の修正等 ・文章の加筆や文章の強調、図表の更新等 | |
| | 2 | | ・整備計画（原案）への感想 | ■整備計画（原案）で修正、強調等をしなかったもの（上記以外） |
| | | | ・単純な質問や確認事項 | |
| ・現時点では決定されていないもの | | | | |
| ・今後調整検討していくもの | | | | |
| | | | 等 | |

| 意見者分類 | | 内容分類 |
|-------|-----|------------|
| 254 | 129 | 治水に関する意見 |
| | 29 | 利水に関する意見 |
| | 60 | 環境に関する意見 |
| | 36 | 河川全般に関する意見 |

■ 「安倍川水系河川整備計画（原案）に対するご意見とその対応に関する記載例

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリー | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画（案）の内容 |
|----|--------------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| NO | 意見者の分類として、「一般」「委員」「行政」のいずれかを明記しています。 | 意見を頂いた場所、アンケートの場合はアンケートと明記しています。 | 意見の分類として、「治水」「利水」「環境」「河川全般」のいずれかを明記しています。 | 意見提出者からいただいた、原案に対するご意見と質問を記載しています。 | ご意見及び質問に対する河川管理者の考え方を明記しています。 | 河川整備計画(案)の目次を明記しています。 | 案の該当する頁を明記しています。 | 原案の修正箇所は、追記・変更部分等を青字等、明記しています。また、原案に記載している部分は、「記載済」と明記しています。その他の対応については、「－」を明記しています。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------------------|------|---|--|--|-----|--|
| | 委員 | 開催場所等 | | | 記載箇所 | | | |
| 1 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 河川全般 | <p>下記等の安倍川の特徴をもっと書くべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷崩れ300年に代表される危機管理 ・急流土砂河川であることや羽衣の松に代表される海岸を守る土砂管理 ・地下水の宝庫である健全な水循環は安倍川の宝 ・河川文化として貴重なものの記載(安倍川餅等) ・地球温暖化による洪水頻発への対処 ・水防団との互助・共助 | <p>安倍川の特徴について、「第1章 安倍川流域及び河川の概要」または河川整備計画の基本理念に、大谷崩れや羽衣の松などの安倍川の特徴について加筆します。</p> <p>地球温暖化による降雨傾向の変化を踏まえた対策について、「第2章 第1節 第1項 1. 洪水に対する安全性の確保」及び「第4章 第3節 第1項 7. 危機管理 (2) 危機管理体制の整備」に加筆します。</p> <p>河川整備計画の基本理念に、安倍川の特徴と整備計画の重点を加筆修正します。</p> | <p>第1章 第1節 第1項 1. 流域の概要</p> <p>第1章 第1節 第3項 1. 利水の沿革</p> | 1 | <p>P1 9行目 我が国屈指の急流河川であるとともに日本三大崩れのひとつである大谷崩れを始めとする流域内の崩壊地より多量の土砂供給がある急流土砂河川である。またその土砂は安倍川河口付近より三保半島にいたる海岸の砂浜を形成している。安倍川の扇状地は地下水が豊富であり、河川水とあわせ登呂遺跡に代表される弥生時代より現在に至るまで地域の生活や社会を支えてきた。また現在に至るも良好な水質を保つ清流である。</p> <p>P17 4行目 安倍川周辺の水利用は、安倍川等の河川水及び豊富な湧水・地下水に依存しており、弥生時代後期の遺跡として有名な登呂遺跡から出土している水田跡、井戸跡、用水路跡などの遺物にみられるとおりに、古来より人々に豊かな恵みを与えてきた。徳川家康の領国時代には、駿府城の修築と平行して、安倍川の水を水源とした「駿府用水」が城下町中に張り巡らされ、その水は防火用水などとして利用されるとともに、流れの末端は田畑の農業用水として使われるなど、古くから地域の生活や社会・経済を支えてきた。</p> |
| 2 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 治水 | <p>整備計画の重点を明確に示すべきである。</p> | <p>水防活動支援については、自治体、水防管理団体と連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練などを実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水時に備える。こととしています。(P87 8行目)</p> | <p>第2章 第1節 第1項 1. 洪水に対する安全性の確保</p> <p>第4章 第3節 第1項 7. 危機管理 (2) 危機管理体制の整備</p> <p>第3章 第1節 河川整備計画の基本理念</p> | 22 | <p>P22 5行目 また、近年地球温暖化等による降雨傾向の変化を踏まえ、治水対策の必要性がますます高まっている状況と言える。</p> |
| | | | | | | | 94 | <p>P94 3行目 今後は地球温暖化による降雨傾向の変化や局所的な豪雨の発生など、施設能力を超える洪水が発生する可能性が常にあることを踏まえて対策を進めていく。 施設能力を超える洪水や大規模な土砂流出の発生などにより施設を破壊した場合にも壊滅的な被害とならないよう、施設の維持管理の高度化・効率化を図るとともに、ソフト対策の強化を進め、万が一の場合の危機管理体制を整備する。</p> |
| | | | | | | | 55 | <p>P55 4行目 ①安全で安心できる川づくり 日本有数の急流土砂河川であることから、大谷崩れに代表される流域の崩壊地より流出する土砂の堆積対策により河積を確保するとともに、堤防・河岸の侵食に対する対策を行う。防災情報の提供、水防活動の支援さらに霞堤や二線堤などの歴史的治水施設を活かした危機管理を行い、安全な川づくりを目指す。 羽衣の松の保全に代表される海岸の侵食対策をも含めた安倍川上流域から海岸域までの流砂系としての総合土砂管理対策を進める。 ②河川環境や景観を保全した川づくり 地下水を含めた健全な水循環の保全、魚類等の生息・繁殖出来る水量や水質の確保、安倍川の原風景である砂利河川や舟山や木枯らしの森などの風景を保全する。 ③地域とふれあう川づくり 昔から引き継がれてきた河川に関連する歴史・文化を伝えるとともに、スポーツ、散策、釣り等の河川利用、またイベントや学習の場として地域の人が川とふれあい、交流を深めることができる川づくりを目指す。</p> |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------------------|------|--|--|--|-------------|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 3 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 河川全般 | 整備計画の概要の中に歴史、文化についての記載を入れるべき。 安倍川町、安西、安東や東京の安倍川町などの川にちなんだ名称も文化のひとつ。 | 1. 流域の概要、6. 土地利用、7. 産業、8. 交通に特徴的な歴史、産業、文化について文章や表で加筆します。 | 第1章第1節第1項 1. 流域の概要 6. 土地利用 7. 産業 | 1 5 6 | P1 23行目～ 流域の産業は、みかん、茶、いちご、わさび等の農作物の生産や、駿河漆器に代表される漆器、鏡台や静岡家具等の工芸品の生産が活発あり、ドレッサー・和家具の生産は全国一を誇っている。 P1 11行目～13行目を、31行目～36行目に移動 P1 17行目 下流には一下流には静岡市街地があり、 P1 22行目～26行目削除 P5 6行目～ 安倍川の周辺では、安倍川との位置関係を表していた「安東」「安西」の地名が残っており、地域の土地利用と安倍川の関係が残っている。また東京の阿部川町は駿河より江戸に移り住んだ徳川家の家臣により命名され、安倍川が駿河を象徴するものとしてとらえられていた。 P6 2行目～ 安倍川流域における主要な生産物は、農作物としてみかん、茶、いちご、わさび等があげられる。安倍茶は江戸時代には徳川將軍の御用茶として用いられており、現在においても流域内において茶の生産が盛んに行なわれており、その生産量は全国一である。 工芸品としては、駿河漆器に代表される漆器、鏡台や静岡家具等があり、ドレッサー・和家具の生産は全国一を誇っている。 P6 「表-1.1.4 安倍川流域に關係する主な産物」追加。 |
| 4 | 行政 | | 河川全般 | 図-1.1.1 *) a～cは、安倍川流域内の「しずおか水を育む森50選」選定地区を示す。を加筆する。 | 図-1.1.1 (に*) a～cは、安倍川流域内の「しずおか水を育む森50選」選定地区を示す。を加筆します。 | 第1章第1節第1項 1. 流域の概要 | 1 | 図-1.1.1 *) a～cは、安倍川流域内の「しずおか水を育む森50選」選定地区を示す。 |
| 5 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 流域概要の部分に「水系図」を入れたら良い流域住民が身近な川と安倍川本川との関係をつかみやすくする手だて | 水系図の概略を記載しています。(P1 図-1.1.1) 流域全体の水系図のような各支川の名称のわかる詳細な資料は河川広報の一環として利用していくこととします。 | 第1章第1節第1項 1. 流域の概要 | 1 | — |
| 6 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 安倍川は生物学的に下流域の無い中流で終わっている河川であることが特徴 | 安倍川は河口まで急勾配である河川特性について加筆します。 | 第1章第1節第1項 2. 地形 第2章第1節第3項 2. 河川環境 | 2 43 | P2 10行目 安倍川は下流域においても河床勾配が1/250程度と急であり、中流域の様相のまま河口に至るため、一般的な河川に見られるような河口部の緩流域がほとんど見られない。このため、河口部においても砂に混じった礫や小石が多くある急流土砂河川である。 P43 2行目 急流土砂河川である安倍川は河床のほとんどが砂礫で構成され、流路が安定していないため広い裸地が広がり、中流域の様相のまま河口に至るため、一般的な河川に見られるような河口部の緩流域がほとんど見られない。このような急流土砂河川としての安倍川の河川特性が反映された河川環境が形成されている。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------|------|--|---|-------------------------------|--------|---|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 7 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 流域に対応した人口統計・土地利用統計を掲載した方がよい | 安倍川の氾濫水が流域外に浸水することも想定されるため、現状の統計値で示させていただきます。(P4、P5) | 第1章第1節第1項 5. 人口 6. 土地利用 | 4 5 | — |
| 8 | 行政 | | 河川全般 | 4行目 「土地利用は、山林が約77%」(表1.1.3に整合させると。逆に図1.1.7の凡例は山地等か) | 安倍川流域の土地利用別面積(表-1.1.2、図-1.1.7左)は山地等であり、静岡市の土地利用別面積(表-1.1.3、図-1.1.7右)は山林です。静岡市の土地利用別面積について記述している4行目は、山地を山林に修正します。また、安倍川流域の土地利用別面積について記述している3行目の最後に流域のほとんどが山地であると加筆します。 | 第1章第1節第1項 6. 土地利用 | 5 | 2行目 安倍川流域の土地利用は、山地等が約93%、水田や茶畑等の農地が約3%、宅地等市街地が約4%となっており、 流域のほとんどが山地である。 また、静岡市における平成17年の土地利用は、 山林が約77% 、水田や畑地等の農地が約13%、宅地等市街地が約8%、その他が約2%となっている。 |
| 9 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 土地利用の93%を占める山地等に関連する林業について、産業の項目に触れていないことは不自然な感じ | 流域の大部分を占める山地から出荷される木材は、スギ・ヒノキ・マツ・カシ等が挙げられ、その他の林産物としては木炭や椎茸等がある。と加筆します。 | 第1章第1節第1項 7. 産業 | 6 | 8行目 流域の大部分を占める山地から出荷される木材は、 スギ・ヒノキ・マツ・カシ等が挙げられ、その他の林産物としては木炭や椎茸等がある。 |
| 10 | 行政 | | 利水 | かんがい面積を約2,200haとしているが、河川整備基本方針では約1,100haと整理しているため確認をお願いします。 | 慣行水利の届け出時に、記載ミスをしていたため修正を行ったものです。(P17 24行目) | 第1章第1節第3項 1. 利水の沿革 | 17 | 記載済 |
| 11 | 行政 | | 利水 | 水利模式図において、(慣)新井樋管のかんがい面積を1,091haとしています。基本計画時では1.1haと整理しているため確認をお願いします。 | 慣行水利の届け出時に、記載ミスをしていたため修正を行ったものです。(P19 図-1.1.24) | 第1章第1節第3項 1. 利水の沿革 | 19 | 記載済 |
| 12 | 行政 | | 治水 | 堤防の整備状況について、説明が必要。 | 表-2.1.1の記載方法を修正し、語句の説明の注記を加筆します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 20 | 表-2.1.1 堤防の整備状況 表中語句の記載方法の修正 注記の加筆 表中の堤防の整備状況は、計画堤防完成、暫定堤防 堤防高が計画高水位以上計画堤防高未満、暫定堤防 堤防高が計画高水位未満、堤防未施工区間、堤防不必要区間とします。 表外の注記は、* 堤防高の評価はスライドダウンを行い、高さ及び堤防の幅を評価します、とします。 |
| 13 | 行政 | | 治水 | 大規模地震時の津波対策として、平成元年に安倍川河口部に流入する丸子川との合流部に丸子川水門を設置した。昭和54年に静岡県全域が、「大規模地震対策特別措置法」に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、大規模地震時の津波対策として、平成元年に安倍川河口部に流入する丸子川との合流部に丸子川水門を設置した。 | 昭和53年に静岡県全域が、「大規模地震対策特別措置法」に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、大規模地震時の津波対策として、に修正します。 | 第2章第1節第1項 3. 地震・津波対策 | 24 | 2行目 昭和53年に静岡県全域が、「大規模地震対策特別措置法」に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、大規模地震時の津波対策として、平成元年に安倍川河口部に流入する丸子川との合流部に丸子川水門を設置した。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|------------------|------|---|---|-------------------------|----------|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 14 | 行政 | | 治水 | 図-2.1.5 東海地震に係る地震防災対策推進地域→東海地震に係る地震防災対策強化地域 | 東海地震に係る地震防災対策強化地域に修正します。 | 第2章第1節第1項 3. 地震・津波対策 | 24 | 図-2.1.5 (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域 |
| 15 | 行政 | | 治水 | 図-2.1.5の出典の記載。 | 出典：中央防災会議ホームページと記入します。 | 第2章第1節第1項 3. 地震・津波対策 | 24 | 図-2.1.5 (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域 図-2.1.5 (2) 東南海・南海地震防災対策推進地域 出典：中央防災会議ホームページ |
| 16 | 委員 | 静岡市 (サンパシホテル) | 利水 | 整備計画原案の中の「取水量等の利用実態が不明な慣行水利権」という言葉は農業従事者が勝手に水を使っているイメージを受け、正常流量の設定においての「今後も許可水利権化を進める」は必要とは思えない。 前者については「水利用の把握が不十分な慣行水利権」等の言葉に変え、後者については取水量を明示する許可水利権化は行政的な便宜上でも必要なことであり整備計画記載上は言葉の工夫で対処すべき。また水田は自然の水循環・地下水への寄与、洪水調節機能・地下水涵養への寄与もあるため、水田で使うのみの量では必要水量の把握は難しい等のコメントも考えられる。 | 取水量等の利用実態が不明という記述を、農業用水(慣行)の水利用の実態把握が不十分となっているという表記方法に修正します。 「許可水利権化」については「適正な水利用を図るための取水量の把握を進めていく」に修正します。 農業用水の水循環への寄与については「健全な水循環系の構築」(整備計画案P99)において調査・検討をしていきます。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 37 | P35 5行目 また、安倍川では、河道の変動に伴う水位流量観測の欠測により適切な流水監視が困難な状況にあること、渇水時における魚類等生態系の生息実態が明らかとなっていないこと、 農業用水(慣行)の水利用の実態把握が不十分であること や伏没現象により河川水の水収支実態が不明確となっていることを理由に、流水の正常な機能を維持するために必要な流量が設定できていない。 P35 表 農業用水(慣行)の水利用の実態把握が不十分となっている。 P37 8行目 また、そのほとんどが取水量等の利用実態の 把握が十分ではない慣行水利権 であることが特徴としてあげられる。 |
| 17 | 行政 | | 利水 | 正常な機能を維持するために必要な流量が設定できていない理由の一つとして、「利用実態が不明な農業用水が多く水利用実態の把握が不十分となっていること」と表現されています。安倍川については、河道変動に伴う流量観測の欠測や伏没現象による水収支実態が明確となっていないことが正常流量を算定する上でのネックとなっていると考えられます。農業用水は地下浸透水による水源涵養機能等もあり、取水に関連して発生する効用も含めて整理する必要があると考えますので、以下のように本文の訂正をお願いします。安倍川の河川水と静岡平野の地下水が密接に関連しているため、河川水の適正な利用を図るためには河川のみならず地下水を含めた流域全体の水管理が必要となる。農業用水については、慣行水利権が多く水利用の実態把握が不十分となっているものが多いため、農業用水の水源涵養機能を考慮し、流域の水循環に与える影響も含めて水利用実態調査を行っていく必要がある。また安倍川では、河道の変動に伴う水位流量観測の～ また、課題の要約の表については、「農業用水(慣行)の利用実態が不明であるため、水利用実態の把握が不十分となっている」という表現を「農業用水(慣行)の水利用実態の把握が不十分となっている」と訂正願います。河川水の利用に関し、「水利使用件数として農業用水の占める割合が大きく、またそのほとんどが取水量等の利用実態が不明な慣行水利権である～」と表現されているが、慣行水利権は河川法上も保護されている権利にもかかわらず、一般県民から農業用水の存在や利用実態について誤解を受けかねないため、「水利使用件数として農業用水の占める割合が大きく、またそのほとんどが取水量等の利用実態の把握が十分ではない慣行水利権である～」と訂正願います。 | 整備計画P35に記述してあるように水位流量観測等による適切な流水監視が困難な状況にあると、ご意見のように記述しています。また農業用水の実態把握が不十分であることもあると思われますので文章を修正し記述いたします。 農業用水の水循環への寄与については「健全な水循環系の構築」(整備計画案P99)において調査・検討をしていきます。 「農業用水の利用実態が不明・・・」との文章は修正します。 | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------------------|------|--|---|------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 18 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 利水 | 「河川水利用に係わる現状と課題の要約」において文章を加筆し正常流量が必要な課題を明確にすべき。 | 魚類に代表される動植物の生息状況等を加筆し、正常流量が必要な課題を明確になるよう修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | P35 表3行目 現状 また、魚類に代表される動植物の生息状況等が維持・保全されるための水量が不明確である。 表表3行目 課題 滞筋変動が激しいため、魚類に代表される動植物の生息・生育環境が不明確である。 表4行目 課題 伏没現象が未解明であるため、河川の水収支実態が明確になっていない。また、水涸れによる動植物の生息・生育環境に与える影響量が不明確である。 |
| 19 | 行政 | | 利水 | P36 4行目 「水循環的(注な視点・・・)」水循環の言葉は最初にP35の11行目に出てきているので、そちらに注)を記載する。 | P36 4行目の水循環(注)を、P35 11行目の水循環(注)へ移動します。 また、P37の上の注)をP35下に移動します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | P36 4行目の水環境(注)を、P35 11行目の水環境(注)へ移動。 P37の上の注)をP35下に移動。 |
| 20 | 行政 | | 利水 | 表-2.1.4の出典 年流量状況 静岡河川事務所 →静岡河川事務所資料 豊平低湯水量の説明文の文章がおかしい | 「静岡河川事務所資料」に修正します。 また、表下の豊平低湯水量の説明文を以下の様に修正します。 豊水流量:1年を通じて95日間はこれを下回らない流量 平水流量:1年を通じて185日間はこれを下回らない流量 低水流量:1年を通じて275日間はこれを下回らない流量 濁水流量:1年を通じて355日間はこれを下回らない流量 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 37 | 表-2.1.4 安倍川(牛妻地点)流況 の出典 「静岡河川事務所資料」 表-2.1.4 豊水流量:1年を通じて95日間はこれを下回らない流量 平水流量:1年を通じて185日間はこれを下回らない流量 低水流量:1年を通じて275日間はこれを下回らない流量 濁水流量:1年を通じて355日間はこれを下回らない流量 |
| 21 | 行政 | | 利水 | 下記のとおり、修正をお願いします。 3行目～ …変化してきた。 それに伴い、静岡平野では… …顕在化してきたが、静岡県において地下水の適正な利用を図ることを目的に昭和53年1月に「静岡県地下水の採取に関する条例」が施行され、「静岡地域地下水利用対策協議会」が地下水水位等の監視、水利用の合理化の指導等を行うことにより、地下水水位の低下に対して一定の効果が見られている。 しかし、地下水涵養のメカニズム(流域の水循環機構)が未解明であり、健全な水循環系の保全に向けては、流域一体となった取り組みが行われていないなど、豊富で良好な地下水の保全に向けた課題を有している。 | 左記の通り、「静岡県地下水の採取に関する条例」が施行され、地下水水位の低下に対して一定の効果が見られていること、地下水涵養のメカニズムが未解明であり、豊富で良好な地下水の保全に向けた課題を有していることを加筆します。 | 第2章第1節第2項 2. 流域の水循環 | 39 | 4行目 それに伴い、静岡平野の地下水水位は昭和53年頃まで低下傾向を示し、また自噴帯の縮小・移動が発生した。 静岡県では、昭和53年1月に地下水の適正な利用を図ることを目的とした「静岡県地下水の採取に関する条例」が施行され、「静岡地域地下水利用対策協議会」により地下水水位等の監視、水利用の合理化の指導等を行っており、昭和53年以降の地下水水位は横這い、微増傾向にあるなど、地下水水位の低下に対して一定の効果が見られている。 しかしながら、地下水涵養のメカニズム(流域の水循環機構)が未解明であり、健全な水循環系の保全に向けては、流域一体となった取り組みが行われていないなど、豊富で良好な地下水の保全に向けた課題を有している。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------|------|--|---|------------------------|-----|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 22 | 行政 | | 利水 | <p>下記のデータの評価について検討をお願いします</p> <p>図-2.1.22 静岡市(静岡地区)の地下水条例届出量の経年変化 ・S54以降は条例届出量に対し、S40、S46の推定値は揚水実績量か？ ・実績量とすると、条例届出量との比較はできないのではないかと？</p> <p>図-2.1.23 地下水位(駒形小学校)の経年比較 ・駒形小学校については、S50.3に設置された近隣の静岡市水道取水場設置等の影響も考えられる。</p> <p>・S43以前のデータの出典はどこか？(S44以降地下水報告書データとの整合性の確認)</p> <p>・S43以前は最高・最低水位、以降は平均水位での比較に問題はないか？(例えば最高水位ではH15~18は14.5~15.5程度である。)</p> | <p>(原案)図-2.1.22に示した昭和40年のデータは推定値であり、他年度データと精度が異なることからグラフより削除します。 S46年以降は全て条例届出量であり、比較可能です。 (昭和40年推定値データの出典「H12安倍川流域水循環実態調査報告書 静岡県」)</p> <p>地下水規制条例が施行された昭和53年より以前は、ご指摘のように地下水取水の影響等により地下水位が低下していたものと考えております。昭和53年以降は、概ね横這い・微増傾向にあります。</p> <p>昭和42年以前のデータの出典は、「静岡県静岡地域地下水利用適正化調査水理解析報告書 S48.2 静岡県」です。 現在の地下水位観測所(駒形小学校)と昭和42年以前のデータは観測井は異なり、整合性が未確認であるため、グラフから削除します。</p> <p>昭和43年以降のデータに、年最高・年最低水位を追加します。</p> | 第2章第1節第2項 2. 流域の水循環 | 39 | <p>図-2.1.22 静岡市(静岡地区)の地下水条例届出量の経年変化 S40の値(推定値)を削除 図-2.2.23 地下水位(駒形小学校)の経年変化 地下水位データの更新、トレンドの追加</p> |
| 23 | 行政 | | 利水 | <p>下記のとおり、原案を修正をお願いします。</p> <p>1行目～ 「静岡県…条例 静岡県 昭和56年8月施行」の概要→「静岡県…条例 静岡県 昭和53年1月施行」の概要 5行目～ …され、昭和52年に…条例」に改定された。→ …され、昭和52年に…条例」に全面改正の上、昭和53年1月に施行された。</p> | <p>下記のとおり、修正します。</p> <p>1行目～ 「静岡県…条例 静岡県 昭和53年1月施行」の概要 5行目～ …され、昭和52年に…条例」に全面改正の上、昭和53年1月に施行された。静岡地域は自主規制を努めた後の昭和55年1月に条例の適用地域となった。</p> | 第2章第1節第2項 2. 流域の水循環 | 40 | <p>1行目 「静岡県…条例 静岡県 昭和53年1月施行」の概要 4行目～ …され、昭和52年に…条例」に全面改正の上、昭和53年1月に施行された。静岡地域は自主規制を努めた後の昭和55年1月に条例の適用地域となった。</p> |
| 24 | 行政 | | 利水 | <p>図2.1.25 市町村合併は反映する必要はないか</p> | <p>市町村合併を反映し修正します。</p> | 第2章第1節第2項 2. 流域の水循環 | 40 | <p>図-2.1.25 県条例指定地域の市町村合併に伴う修正。</p> |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|-------------------|------|---|---|--|----------------------|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 25 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | シナダレスズメガヤとオオバタクサなどの外来種が安倍川でも大分入り込んでいる。 | 外来植物の分布による在来種への影響等について加筆します。 | 第2章第1節第3項 2. 河川環境 第4章第3節第3項 2. 河川環境・景観の保全 | 43 48 102 | P43 30行目 また、シナダレスズメガヤ等の外来植物の分布が確認されており、在来種への影響等が懸念されている。 P48 表-2.1.9 安倍川の河川環境を特徴づける生物と河川環境との係わり(大臣管理区間) 安倍川で確認されている、特定外来生物法で指定されている種を選定し加筆。 P102 15行目 また、シナダレスズメガヤ等の外来種による生態系等への影響に注意し、外来種の監視や適切な対応を図っていく。 |
| 26 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 貴重種の一部については乱獲を避けるため整備計画での記載を止めて貰っていたが、最近の研究者の議論で公開して生息を守っていった方が良いということになったので、記載して欲しい。 | 貴重種のドウクツミミズハゼの一種について加筆します。 | 第2章第1節第3項 2. 河川環境 第4章第1節 3. 河川環境の整備と保全 | 44 47 48 61 | P44 表-2.1.7 良好な河川環境として配慮すべき場所 河口部の汽水域・砂礫地：湧水環境に依存する地下水生のドウクツミミズハゼの一種の生息が確認されている。 木枯の森およびワンド：また木枯らしの森付近に湧水環境に依存する地下水性のドウクツミミズハゼの一種の生息が確認されている。 P47 表-2.1.9 安倍川の河川環境を特徴づける生物と河川環境との係わり(大臣管理区間) 典型性 魚類：ドウクツミミズハゼの一種 P48 表-2.1.10 安倍川で確認された重要種(大臣管理区間) 魚類 ドウクツミミズハゼの一種 P61 7行目 湧水環境に依存する地下水性のドウクツミミズハゼの一種が生息する湧水を水源とする良好な水辺などの保全に努める |
| 27 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 川にムシトリナデシコが一面に咲く等の状況もあり、帰化植物・生物を現況として整備計画に記載すべき。 | 表-2.1.9 に帰化種について加筆します。 | 第2章第1節第3項 2. 河川環境 | 47 | P47 表-2.1.9 帰化種の欄の加筆 |
| 28 | 行政 | | 環境 | 「生活環境基準類型指定(静岡県)」の「生活」を削除。 | 「生活環境基準類型指定(静岡県)」の「生活」を削除します。 | 第2章第1節第3項 3. 河川の水質 | 49 | 2行目 環境基準類型指定(静岡県) |
| 29 | 行政 | | 環境 | (曙橋より上流) → (曙橋から上流の安倍川本流) に修正 (曙橋より下流) → (曙橋から下流の安倍川本流) に修正 藁科川(全域) → 藁科川(本流) に修正 指定年月日は、設定期日又は告示日に統一。指定期日に統一する場合は、安倍川上流、下流とも昭和48年11月20日 → 昭和49年1月1日 に修正 | (曙橋より上流) → (曙橋から上流の安倍川本流) に修正します。 (曙橋より下流) → (曙橋から下流の安倍川本流) に修正します。 藁科川(全域) → 藁科川(本流) に修正します。 安倍川上流及び下流の指定年月日を、昭和48年11月20日 → 昭和49年1月1日 に修正します。 | 第2章第1節第3項 3. 河川の水質 | 50 | 表-2.1.11 安倍川水系における環境基準類型指定状況 水域の範囲、指定年月日の修正 |
| 30 | 行政 | | 環境 | MPNを説明する注記が必要なのは。 | MPNを説明する注記を加筆します。 | 第2章第1節第3項 3. 河川の水質 | 51 | ※MPN(Most Probable Number:最確数の略) 培養した試料より、統計的確率処理に基づき算出された大腸菌群数を示す。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|------------|------|---|--|-------------------------------------|----------|---|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 31 | 行政 | | 河川全般 | 4行目 重荒廃地の意味。 | ※重荒廃地：大規模な崩壊地など地質及び植生の不安定な地域。を加筆します。 | 第3章第1節河川整備計画の基本理念 | 54 | ※重荒廃地：大規模な崩壊地など地質及び植生の不安定な地域。 |
| 32 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 出水時の堤防からの漏水を止めて欲しい。 | 堤防強化を行うことにより漏水(浸透)の防止を行うこととしています。(P64 1行目、P65) | 第4章第2節第1項 1.(1) 堤防整備及び堤防強化 | 64 65 | 記載済 |
| 33 | 一般 | アンケート | 治水 | 護岸の強化等に取り組んで欲しい。 | 土砂を含んだ洪水時のエネルギーが大きな河川特性を踏まえ、堤防整備や堤防強化を行っていくこととしています。現在、安倍川左岸の新幹線橋梁から桜町地区の区間において堤防強化の工事を実施しているところです。(P64 1行目、P65) | | | |
| 34 | 一般 | アンケート | 治水 | 川床を下げて洪水氾濫対策を行って欲しい。 | 河床上昇が続くと洪水時に破堤等の甚大な被害が発生する可能性があることから、計画的に河道掘削を行い必要な河積を確保することとしています。(P66 1行目) | 第4章第2節第1項 1.(2) 河道掘削 | 66 | 記載済 |
| 35 | 一般 | アンケート | 治水 | 川床上昇が進んでいるため、早急に堆積土砂を掘削して欲しい。 | | | | |
| 36 | 一般 | アンケート | 治水 | 河川の中に砂利を採取してほしい。中洲が上がって水が増えた時、洪水の危険があります。 | | | | |
| 37 | 一般 | アンケート | 治水 | 河道内の土砂をまずは取り除いて欲しい。 | | | | |
| 38 | 一般 | アンケート | 治水 | 工業用水取水箇所下流では土砂の堆積が著しいので掘削して欲しい。 | | | | |
| 39 | 一般 | アンケート | 治水 | 川の(砂・砂利)を取って、大水が出た時、大変なことにならないようにして欲しいです。 | | | | |
| 40 | 一般 | アンケート | 治水 | 毎年台風で水位が上昇し、河川公園がいつも破壊されているため、川底を下げて欲しい。 | | | | |
| 41 | 一般 | アンケート | 治水 | 土砂が堆積しているため、川底を掘って欲しい。 | | | | |
| 42 | 一般 | アンケート | 治水 | 砂をとり川底を下げて欲しい。 | | | | |
| 43 | 一般 | アンケート | 治水 | 会場前(北部公民館)河川は堆積土砂があるためできる限り排除して欲しい。 | | | | |
| 44 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 治水 | 安倍川と同様に藁科川においても砂利採取して河床を低下させて欲しい。 | | | | |
| 45 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 支川の流入する霞堤は支川排水を妨げるので閉めないで欲しい。 | 支川排水対策を加筆します。 | 第4章第2節第1項 1.(4) 霞堤開口部、支川合流点対策 | 68 | 2行目 急流河川での急激な流量上昇対策・支川排水対策・堤防の決壊時の排水対策として、 |
| 46 | 行政 | | 治水 | 2行目 急流河川での急激な流量上昇対策・堤防の決壊時の排水対策として、 →急流河川での急激な流量上昇対策・支川排水対策・堤防の決壊時の排水対策として、 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|--------------|------|--|--|-------------------------------------|-----|---|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 47 | 行政 | | 治水 | 霞堤開口部、支川合流点対策について、大門川合流点、久住谷川合流点の2箇所で行われる対策について、具体的にどのような整備を考えているのか？(支川の計画との整合等の確認をしたい) [「住宅浸水が生じる箇所において、霞堤の整備を実施」(参考資料:P26)と記載されているが、具体的にはどのような整備を考えていますか？] | 支川沿川への浸水を抑制するため、本川堤防を下流側へ延伸し支川の合流点水位を下げることを考えています。詳細については県区間の安倍川河川整備計画策定時に調整ください。 | 第4章第2節第1項 1.(4) 霞堤開口部、支川合流点対策 | 68 | — |
| 48 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 治水 | 霞堤はなるべく残して活用して欲しい。 | 霞堤開口部は残すことを基本としています。整備計画流量流下時の本川背水影響による宅地浸水を防止するため堤防延伸等を行うこととしています。 また洪水時に浸水状況等を把握することを加筆します。(P68 4行目) | 第4章第2節第1項 1.(4) 霞堤開口部・支川合流点対策 | 68 | 2行目 霞堤開口部及び支川合流点対策は、急流河川での急激な流量上昇対策・支川排水対策・堤防の決壊時の排水対策として、開口部を残すことを基本とする。 そのうち整備計画流量流下時の本川背水影響による宅地浸水を防止するため、大門川合流点、久住谷川合流点の2箇所において堤防延伸等を行い、牧ヶ谷霞堤開口部については関係機関と調整して必要な対策を実施する。また、洪水時に浸水状況等を把握する。 |
| 49 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 本川の影響で支川の排水が悪くなる箇所の整備をして欲しい。 | | | | |
| 50 | 行政 | | 治水 | 関係機関と調整して必要な対策を実施する。 →関係機関と調整して必要な対策を実施する。また洪水時に浸水状況等を把握する。 | | | | |
| 51 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 河川敷道路の未整備区間を整備して欲しい。 | 緊急用河川敷道路の整備により左岸は河口より第2東名まで整備することとしています。(P69 4行目) | 第4章第2節第1項 2. 地震・津波対策 | 69 | 記載済 |
| 52 | 行政 | | 治水 | 表-4.3.1 と 表-4.3.2 は同じ内容なため、表-4.3.1を削除する。 | 表-4.3.1 管理施設一覧表(大臣管理区間)を削除します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 75 | 表-4.3.1 管理施設一覧表(大臣管理区間)を削除します。 |
| 53 | 行政 | | 治水 | 3行目 縦横断測定量調査、 →河川巡視、定期縦横断測定量調査、 | 河川巡視、定期縦横断測定量調査、に修正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 3行目 河川巡視、定期縦横断測定量調査、 |
| 54 | 委員 | 静岡市(ザンパレストル) | 治水 | 流木の量が多いので対策をすべき。 | 河川管理上支障となる流木については地域と協働して処理を行う。ことを加筆します。 また、国と県など関係期間の調整については、河川管理を行う上で、支川管理者・公園管理者・橋梁等の施設管理者等との連携を図りより良い管理を行っていくものとする。ことを加筆します。 | 第4章第3節第1項 3.(1) 河道管理 | 78 | P78 17行目 また、河川管理上支障となる流木については地域と協働して処理を行う。 |
| 55 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 治水 | 河川の流木処理を国・県の両方で調整して実施して欲しい。 | 河川管理上支障となる流木については地域と協働して処理を行う。ことを加筆します。 また、国と県など関係期間の調整については、河川管理を行う上で、支川管理者・公園管理者・橋梁等の施設管理者等との連携を図りより良い管理を行っていくものとする。ことを加筆します。 | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 | 107 | P107 8行目 河川管理を行う上で、支川管理者・公園管理者・橋梁等の施設管理者等との連携を図りより良い管理を行っていくものとする。 |
| 56 | 一般 | アンケート | 治水 | 流木クリーンまつりの回数を年3回に増やすなど、流木対策を強化して欲しい。 | | | | |
| 57 | 一般 | アンケート | 治水 | 流木クリーンまつりのボランティアをもっと増やすなど、流木対策を強化して欲しい。 | | | | |
| 58 | 一般 | アンケート | 治水 | 上流から流木まつりのな事をずーっとやって欲しい。 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|------------|------|---|---|--------------------|-----|---|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 59 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 治水 | 砂州に樹木が生え島になっているような場所では伐採及び掘削をして欲しい。 | 河道内に自生している樹木は砂州の拡大や洪水の偏流を引き起こす等の可能性があるため、必要な箇所については伐開し、伐開後は樹木の成長をモニタリングし、適切な管理を行うこととしています。(P78 10行目) | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 78 | 記載済 |
| 60 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 川の水の流れを悪くする中洲の木は取り払って欲しい。 | 近年安倍川では河床が上昇し、堤防が洪水流により破損する恐れが高まっているため、短い幅での河道掘削を行うこととしています。(P79 2行目) | | | |
| 61 | 一般 | アンケート | 治水 | 柳の木など小さい時に切るなど、河道内樹木の管理をして欲しい。 | | | | |
| 62 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水環境 | 堤防上の松の整備をして欲しい。 | 鳥の生息場所や河川景観の一部となっている堤防上の松等については、治水機能を優先しつつ堤防の安全性や歴史・文化などを総合的に判断し、存置の有無について検討する。ことを加筆します。 | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 78 | P78 23行目 また、河川景観の一部となっている堤防上の松等については、治水機能を優先しつつ堤防の安全性や歴史・文化などを総合的に判断し、存置の有無について検討する。 |
| 63 | 行政 | | 治水環境 | P78 23行目 また、河川景観の一部となっている堤防上の松等については、治水機能を優先しつつ堤防の安全性や歴史・文化などを総合的に判断し、存置の有無について検討する。を加筆する。 | | | | |
| 64 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 環境 | 堤防上や川の中の樹木を鳥の生息や景観保全のために残して欲しい。 | | | | |
| 65 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 環境 | 河川内の土砂掘削はなるべく少なくして欲しい。 | 安倍川源流は日本三大崩れの一つの「大谷崩れ」を有し土砂供給量が膨大なため、河床が上昇し治水上支障をきたす区間については、砂利採取規制計画において25万m ³ /年の砂利採取を行い河床の上昇を抑える又は河床低下を促すこととしております。また、河口においても砂利採取計画の対象区間に含まれており、砂利採取によりアユの遡上し易い河口形状を維持することとしています。砂利採取規制計画では安倍川全体の掘削量を調整し、過大な採取を抑えることとしています。一方で、できるだけ自然の流れで河口まで到達できるような河道管理が可能かどうか別途検討も進めています。(P79 2行目) | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 79 | 記載済 |
| 66 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 環境 | アユの遡上し易い河口形状を維持して欲しい。 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|---------------|------|---|--|---------------------------------|-----|--|
| | 委員 | 開催場所等 | | | 記載箇所 | | | |
| 67 | 委員 | 静岡市(サンパレスホテル) | 治水 | 海岸に土砂を流しながら河川の骨材利用を行うべき。 | 短い幅での河道掘削を行い海域部への土砂供給を促すよう試行をしています。 砂利採取規制計画において25万m ³ /年の砂利採取を行い河床の上昇を抑え、安倍川全体の掘削量を調整し、過大な採取を抑えることとしています。 河道掘削にあたっては①高水敷整備等の治水工事②海岸への養浜工③骨材の砂利採取の優先順位で行うこととしています。(P79 2行目) | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 79 | 記載済 |
| 68 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 環境 | 堤防の階段は広いものより、小さなものを多く作って欲しい。 | 堤防道路の状況を踏まえ、高水敷へのアクセスとして階段を設置することを加筆します。 | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 80 | 8行目 また、堤防道路の状況を踏まえ、高水敷へのアクセスとして階段を設置し、水防・河川利用の利便性を向上するとともに堤防法面の踏み跡による亀裂などを防ぐ。 |
| 69 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 環境 | 川に近づきやすくすることによって川に親んでもらうため、護岸工事をする時には階段と一緒に作って欲しい。 | | | | |
| 70 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 環境 | 子供がよく立ち寄り寄る箇所は階段の整備をしてほしい。 | | | | |
| 71 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 治水 | 二線堤は陸間閉鎖のルールを決め周知して洪水対策として活用して欲しい。 | 二線堤に設置された陸間については、適正な維持管理に努めるとともに、洪水はん濫等、万一の事態が発生した場合における操作の連絡体制、役割分担、操作ルール等を定めた操作要領等について関係機関及び地域住民と調整を進めて早急に策定することとしています。(P80 27行目) | 第4章第3節第1項3.(2)堤防、護岸、樋門・陸間等の施設管理 | 80 | 記載済 |
| 72 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 治水 | 二線堤や陸間の管理については沿川の方に対して周知をして行ってほしい、また何mmの雨とか堤防まで何cmの水位で陸間が閉鎖されるとかの基準を示して欲しい。 | 河道内の管理用道路については治水機能を優先して整備し、水害・地震災害後の大型車等の通行に支障が無い形状の配慮を行なう。ことを加筆します。 | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 80 | 11行目 河道内の管理用道路については治水機能を優先して整備し、水害・地震災害後の大型車等の通行に支障が無い形状の配慮を行なう。 |
| 73 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 治水 | 二線堤や陸間の管理については地域との協働によって行って欲しい。 | | | | |
| 74 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 環境 | 堤防道路や坂路、河川敷道路を使いやすく車が曲がりやすい道路に整備して欲しい。 | 自治体等と一緒に検討・対処することを加筆します。 | 第4章第3節第1項3.(1)河道管理 | 80 | 16行目 河道内に居住するホームレスについては出水時に危険となるため自治体等と連携して取り組みを行う。 |
| 75 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 河川全般 | 河川内に住んでいるホームレスは出水時に危険なので対処して欲しい。 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|------------|------|---|---|-----------------------------------|-----|----------------------|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 76 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 出水後の施設補修を早急に行って欲しい。 | 出水時、出水後の河川巡視などにより局所洗掘等の変状を適切に把握し、対策を講じていくこととしています。(P80 19行目、P84 8行目) | 第4章第3節第1項 3.(2) 堤防、護岸、樋門・陸閘等の施設管理 | 80 | 記載済 |
| | | | | | | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | |
| 77 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 環境 | 親水公園の整備を進めて欲しい。 | 河川利用については公園事業者等の連携して推進していきます。また親水公園の整備は静岡市等が主体となりますが、河川管理者としても要望に応えるべく対応していきます。(P80 5行目) | 第4章第3節第1項 3.(1) 河道管理 | 80 | 記載済 |
| 78 | 一般 | アンケート | 環境 | スポーツ広場以外にも、アスレチックなど子供が遊べる場所を整備して欲しい。 | | | | |
| 79 | 一般 | アンケート | 環境 | 子供が安全に遊べる川をもっと増やしてほしい。 | | | | |
| 80 | 一般 | アンケート | 環境 | 河川敷を利用したマラソンコースを整備してほしい。 | | | | |
| 81 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 自動車が走ることにより堤防や河川敷を壊すことの無いようにして欲しい。 | 「このようにりようされている高水敷等と今後整備される高水敷については、治水の支障とならない様に適正に利用されるよう関係者と連携しながら維持管理を行う。」としています。(P80 7行目) | 第4章第3節第1項 3.(1) 河道管理 | 80 | 記載済 |
| 82 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 河川空間の利用の項目に「水難事故統計」を載せたらどうか。数は多くないだろうが、教訓を伝えて市民の危機管理意識を高めることも、河川管理者の役目では。 | 「治水機能に支障のない範囲で安全な利用が出来るように整備するとともに、使用の注意を促す等の情報の提供を行う。」と記載しています。 整備計画への記載については、水難事故統計(全国)によるとこの30年間での件数及び水死者数は約3割に減り、ここ10年においても約3割減少しており、河川が安全になっているという情報配信になる可能性があるため、別途の河川広報時の周知や「急な増水による河川水難事故アクションプラン」で行っている注意喚起看板の設置やチラシの配布等において危険性の注意喚起を継続して行っていくものとしています。(P80 14行目) | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 80 | — |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|------------|------|---|---|------------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 83 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 治水 | 河川敷上の車止めは出水時にゴミが溜まり危険なので改善して欲しい。 | 洪水時に支障となる車止めに対して対処することを整備計画に加筆します。 また車止めについては、車両の進入による不法投棄や河川管理施設の損傷などを防止することを目的に設置してありますので、撤去することはできませんが、形状について検討を進めます。また、ネットなどについては、施設管理者へ適切な施設管理を行うよう指導してまいります。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 21行目 また、洪水時に支障となる高水敷上のネットや車止めのチェーン等の撤去については、公園管理者へ指示し、適切に対処する。 |
| 84 | 行政 | | 治水 | 前段には、「洪水、高潮・・・」とあるが、高潮について記載されていないので、追加して下さい。 | 高潮対策としては、高潮時の河川巡視により高潮堤防の変状を発見し適切な対処を行う。と加筆します。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 23行目 高潮対策としては、高潮時の河川巡視により高潮堤防の変状を発見し適切な対処を行う。 |
| 85 | 行政 | | 治水 | 津波の対応について記載して下さい。 | 震度5の地震が生じた場合は、丸子川水門が自動閉鎖することにより津波対策を実施する。と加筆します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 6行目 また、震度5の地震が生じた場合は、丸子川水門が自動閉鎖することにより津波対策を実施する。 |
| 86 | 行政 | | 治水 | 複合型災害防災実働訓練のテーマ(案)の“(案)”を削除されたい。 | 左記のとおり整備計画(案)で、複合型災害防災実働訓練のテーマ(案)の“(案)”を削除します。 | 第4章第3節第1項 7. 危機管理 | 94 | 23行目 複合型災害防災実働訓練のテーマ |
| 87 | 行政 | | 治水 | 海域において必要となる土砂量とともに上流からの土砂量を記入して欲しい。 | 上流からの土砂量についてもおおむねの量を明示します。 総合土砂管理の一環として土砂数値を明示していく事に意味があると考えています。現在の数値の精度上の課題及び将来の必要量の変動を考慮し修文致します。 | 第4章第3節第1項 8. 総合土砂管理 | 95 | 24行目 ①. 当面は、年間約25万m3の河道中央での河道掘削の試行に対するモニタリング等の結果を踏まえ、河道掘削による河床低下と海域への土砂供給の両立が出来る河道掘削量及び掘削方法について検討する。 海域において必要となる土砂量計15万m3(安倍川からの現況漂砂量年間約10万m3及びサンドバイパス量年間約5万m3の計：必要となる土砂量が増えることにより砂浜の復元スピードや離岸堤等の施設必要量が変わるため海岸としては最小必要量の位置付け)及び上流よりの土砂量年間約40万m3(中部の比堆砂量より推定、当該地点の流砂量は今後検討予定)を考慮に入れ、河道掘削量や掘削方法についての検討を行う。検討にあたっては駿河湾沿岸海岸保全基本計画との整合をとるものとする。 |
| 88 | 行政 | | 治水 | 砂利の土砂供給量15万m3/年と数字を記述するのではなく、「海岸保全上必要な浜幅を確保できる量」などの記述にはならないか？(総合土砂管理を検討中であると理解しており、具体的な数字を挙げるのは如何なものかと考える。) | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----|----------|---------------|-------------------------|---|--|------------------------------------|-----|---|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 89 | 一般 | アンケート | 治水 | 静岡海岸の離岸堤テトラポットは沖合いへ移動し、漂砂をもっと岸へ流れやすくしてほしい。 | 静岡・清水海岸においては静岡県により海岸侵食を抑制するための事業が行われており、侵食速度が徐々に抑制されてきていると聞いています。 整備計画では、沿岸方向の土砂移動の連続性を確保・回復するために、海岸管理者のサンドバイパス、離岸堤、人工リーフ等の対策の実施において連携を図っていく。こととしています。(P96 9行目) | 第4章第3節第1項 8. 総合土砂管理 | 96 | 記載済 |
| 90 | 一般 | アンケート | 海岸の砂浜を広げる対策をして欲しい。 | | | | | |
| 91 | 一般 | アンケート | 河床掘削した土砂をダンプ等で海に流して欲しい。 | | | | | |
| 92 | 委員 | 静岡市(サンパレスホテル) | 利水 | 正常流量を将来設定していくことを明確にすべき | 正常流量の設定に向け課題となっている事項について調査・研究を進め、必要に応じて設定していくこととしています。(P98 4行目) | 第4章第3節第2項 1. 適正な河川水の利用 | 98 | 記載済 |
| 93 | 行政 | | 利水 | 「関係者等と協議を進め、適正な水利用が図れるよう、今後も許可水利権化を進める」と表現されていますが、農業用水の持つ水源涵養や景観保全など地域環境に与える効用を考慮した上で適正な水利用を図っていくべきであると考えられるので、以下のように本文を訂正をお願いします。 ～取水実態が不明な農業用水(慣行)について、かんがい面積や取水量、用排水路系統等の利用実態の把握に向けて調査を実施していくとともに、農業用水が地域の環境に与えている効用等も考慮し、適正な水利用が図られるよう関係者等と協議を進める。関係者等と協議を進め、適正な水利用が図れるよう、今後も許可水利権化を進める。 | 約2,200haにおよぶ農業用水(慣行)の水利用の実態把握が不十分となっており、かんがい面積や取水量、用排水路系統等の利用実態の把握に向けて調査を実施し、適正な水利用を図るための取水量の把握を進めていく。と修正します。 | 第4章第3節第2項 1. 適正な河川水の利用 | 98 | 7行目 約2,200haにおよぶ農業用水(慣行)の水利用の実態把握が不十分となっており、かんがい面積や取水量、用排水路系統等の利用実態の把握に向けて調査を実施し、適正な水利用を図るための取水量の把握を進めていく。 |
| 94 | 行政 | | 利水 | 農業用水の利用実態把握でかんがい面積を約2,000haとしているが、確認をお願いします。 | かんがい面積の再確認を行い、約2,200haに修正します。(P98 7行目) | 第4章第3節第2項 1. 適正な河川水の利用 | 98 | 同上 |
| 95 | 一般 | アンケート | 利水 | 水量の通常の確保して欲しい。 | 河川に必要な正常流量を確保していくものとしています。(P98 29行目) | 第4章第3節第2項 1. (2) 正常流量確保方策の検討 | 98 | 記載済 |
| 96 | 一般 | アンケート | 利水 | 川の流れを常に流れるようにして欲しい。 | | | | |
| 97 | 一般 | アンケート | 利水 | 工業用水水道水等で河の途中で取水してしまうのは生活の上で必要であるため、維持して欲しい。 | | | | |
| 98 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 利水 | 水涸れが無く適正な水量が流れるような川にして欲しい。 | | | | |
| 99 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 利水 | 水涸れの起こっていない藁科川においても、取水量が増えて水涸れとはならないようにして欲しい。 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------------------|------|---|---|----------------------------|-----|---|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 100 | 行政 | | 利水 | 下記のとおり、修正をお願いします。 4行目～ …関係機関へ節水協力を依頼するなど連絡調整を行う仕組みづくりを… | 関係機関へ節水協力を依頼するなど連絡調整を行う仕組みづくりを検討していくという表現に修正します。 | 第4章第3節第2項 2. 健全な水循環系の構築 | 99 | 4行目 関係機関へ節水協力を依頼するなど連絡調整を行う仕組みづくりを検討していくことにより、 |
| 101 | 委員 | 静岡市 (サンハレスホテル) | 環境 | 不法投棄を少なくすべき。犯罪に結びつくケースもある。 | 捨てられない対策として、河川巡視等による監視を行うとともに、視界を阻害する樹木の伐開などを行い、不法投棄されたゴミについては、関係機関と連携し適切に対処していくこととしています。 (P102 4行目) | 第4章第3節第3項 2. 河川環境・景観の保全 | 102 | 記載済 |
| 102 | 一般 | 静岡市 (ふしみや) | 環境 | 最近川は川の中心で水を流そうとしているようだが、蛇行した河川にして、洪水の流れを緩やかに、子供が遊び魚の生息する淵のある河川にして欲しい。 | 河川整備にあたっては、治水・利水・河川環境のバランスに配慮し、良好な自然環境は極力保全を図るとともに、河道内で実施される様々な整備及び利用に際して、施設管理者等を含む関係機関と適切に調整し河川環境の保全に努めることとしています。(P102 13行目) | 第4章第3節第3項 2. 河川環境・景観の保全 | 102 | 記載済 |
| 103 | 一般 | 静岡市 (ふし) | 環境 | 河川に手をかけ過ぎず、ありのままの河川に近い形で整備して欲しい。 | | | | |
| 104 | 一般 | 静岡市 (長田公民館) | 環境 | 植物等の環境保全は当然行って欲しい。 | | | | |
| 105 | 一般 | 静岡市 (長田公民館) | 環境 | 川に大きな石がありデコボコしている状況にして欲しい。 | | | | |
| 106 | 一般 | 静岡市 (長田公民館) | 環境 | 出水時に魚が避難できる川倉(聖牛)を作ること許可して欲しい。 | | | | |
| 107 | 一般 | アンケート | 環境 | 良好な自然環境を後世に残して欲しい。 | | | | |
| 108 | 一般 | アンケート | 環境 | 行き過ぎた整備をして、河川環境を破壊する様なことは無い様にして欲しい。 | | | | |
| 109 | 一般 | アンケート | 環境 | 自然環境の保全を意識した整備を行なって欲しい。 | | | | |
| 110 | 一般 | アンケート | 環境 | 自然環境を守った整備をして欲しい。 | | | | |
| 111 | 一般 | アンケート | 環境 | 中洲等を大事にする様な、自然環境を守った整備をして欲しい。 | | | | |
| 112 | 一般 | アンケート | 環境 | 元ある自然の形を大切にできるだけ残して欲しい。 | | | | |
| 113 | 一般 | アンケート | 環境 | メダカの住める様な自然豊かな川にして欲しい。 | | | | |
| 114 | 一般 | アンケート | 環境 | 魚・野鳥の保護して欲しい。 | | | | |
| 115 | 一般 | アンケート | 環境 | コンクリートで護岸を固めるのではなく、生物の環境を考慮した治水対策をして欲しい。 | | | | |
| 116 | 一般 | アンケート | 環境 | 天然鮎の観察をし、環境の変化を知る事から始め、環境に配慮した川作りをして欲しい。 | | | | |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|---------------|------|---|---|---|-----|----------------------|
| | 一般 | 開催場所等 | | | 記載箇所 | | | |
| 117 | 一般 | アンケート | 環境 | 自然をなくす方向は間違っている 自然を壊す工事はやめて欲しい | 河川整備にあたっては、治水・利水・河川環境のバランスに配慮し、良好な自然環境は極力保全を図るとともに、河道内で実施される様々な整備及び利用に際して、施設管理者等を含む関係機関と適切に調整し河川環境の保全に努めることとしています。(P102 13行目) | 第4章第3節第3項 2. 河川環境・景観の保全 | 102 | 記載済 |
| 118 | 一般 | アンケート | 環境 | 安倍川水系は、自然が多く残っている、河川なのでこの自然を生かしながらの治水計画を建てて欲しい。 | | | | |
| 119 | 一般 | アンケート | 環境 | ウォーキングしているので自然を残して欲しい。 | | | | |
| 120 | 一般 | アンケート | 環境 | 魚の育つ自然豊かな川にして欲しい。 | | | | |
| 121 | 一般 | アンケート | 環境 | 自然を残しての整備をして欲しい。 | | | | |
| 122 | 一般 | アンケート | 環境 | コンクリートで固めないで自然を残しつつ整備して欲しい。 | | | | |
| 123 | 一般 | アンケート | 環境 | 鮎等に配慮した川づくりをして欲しい。 | | | | |
| 124 | 一般 | アンケート | 環境 | 植物等に配慮した川づくりをして欲しい。 | | | | |
| 125 | 委員 | 静岡市(サンパレスホテル) | 環境 | 河岸林や大きな石があって瀬と淵らしきものが出るが、安倍川では難しく、人工的な植林では洪水時に流木となり、なお悪くなる。 | | | | |
| 126 | 一般 | アンケート | 環境 | ビニール袋をたくさん用意してみんなで時々ゴミを拾ってきれいにする啓発活動を実施して欲しい。 | | | | |
| 127 | 一般 | アンケート | 環境 | 流木もそうだが、ビニール・プラスチック等空き缶等のゴミもなくす活動をして欲しい。 | また流木まつりだけでなく、クリーン作戦も関係機関や地域の方々のご協力を得て行っており、今後も続けてまいりますので、ご協力願います。(P102 2行目) | | | |
| 128 | 委員 | 静岡市(サンパレスホテル) | 環境 | 日本一となった水質を幅広く広報すべき | インターネット等を活用した啓発、水質情報の発信に努めることとしています。(P104 4行目) | 第4章第3節第3項 3. 河川水質の保全 | 104 | 記載済 |
| 129 | 一般 | アンケート | 環境 | 全国一番の水質を誇る川を維持するためにはより多くの人たちの川の大切さをもっとPRし市民総出の川を保全活動していくようにして欲しい。 | 関係機関、地域住民と一体となった水質保全へ取り組むこととしています。(P104 4行目) | 第4章第3節第3項 3. (1) 関係機関、地域住民と一体となった水質保全への取り組み | 104 | 記載済 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------------------|------|---|--|----------------------------------|-----|---|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 130 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 安倍川の水質はBODで評価すると全国もっとも水質の良い河川となったが、濁りがアユに影響を与えているのでなんとか取って貰いたい。 | 水環境検討委員会において白濁は有害な化学物質ではないと意見を頂いていますが、清流安倍川においては濁水の長期化は大きな問題であるため、モニタリングを継続し検討していきます。委員会の意見をもとに原案を修正します。 | 第4章第3節第3項 3. 河川水質の保全 | 105 | 104(3) 洪水後における河川水の濁水長期化の原因説明 水環境検討委員会において学識経験者・有識者等から濁水の現状把握、河川環境・水利用への影響、原因と予測、モニタリング手法等について検討いただき、白濁は有害な化学物質ではなく、河床の堆積物による濁水であるため対策が難しいとされたが、清流安倍川においては濁水の長期化は大きな問題であるため、モニタリングによって検討結果の検証を継続する。 |
| 131 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 水の濁りは川の中の土砂により出ており、特にひどいところは平野橋の上流あたりであり、台風が濁りの原因である。 | | | | |
| 132 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | きれいな頃は川は蛇行していたので、自然な川の流れ方をつくることによってきれいにすべき。 | | | | |
| 133 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 濁りを取るために手を加えた川がよいのか、自然の川がよいのかの判断が必要。 | | | | |
| 134 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 濁りを取るために手を加えることは、瀬と淵をつくることと同様に、この川では土砂の動きが激しく維持が難しい。 | | | | |
| 135 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 環境 | 濁りを取るのには経済的に成り立つかどうかも課題。 | | | | |
| 136 | 一般 | 静岡市 (ふしみや) | 環境 | 川の流れを緩やかにする小堰堤を作る等して、安倍川の水を澄んだものにして欲しい。 | | | | |
| 137 | 一般 | 静岡市 (長田公民館) | 環境 | 濁りのない清い川で自然とふれあえるようにして欲しい。 | | | | |
| 138 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 河川全般 | 山と川は密接な関係があるため川と森林のNPOと一緒に取り組む活動を支援して欲しい。 | 関係自治体と協力して地域の団体・ボランティアを積極的に支援することとします。(P107 14行目) | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 | 107 | 記載済 |
| 139 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 河川全般 | ビジターセンターのコンテンツ等、河川文化の発展をバックアップするようなものが必要。 | コンテンツ作りを含めと加筆します。 | 第5章2. 地域住民の関心を高めるための広報活動 | 107 | 28行目 ビジターセンターの設置をコンテンツ作りを含め支援する。 |
| 140 | 委員 | 静岡市 (サンパレスホテル) | 河川全般 | 協議会等は着実に成果のでの運営をすべき。 | 各分野の有識者及び学識経験者で構成される各種委員会を設置し、連携を図る。こととしています。また各委員会については頂いた意見を尊重し河川管理の成果となるようにしていきます。(P107 17行目) | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 | 107 | 記載済 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|------------|------|--|--|---|-----|----------------------|
| | 一般 | 開催場所等 | | | 記載箇所 | | | |
| 141 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 河川全般 | 河川をどうしていくかということ、すばらしさを静岡の住民にPRして欲しい。 | 河川広報を行っていくこととしています。 現在、事務所ホームページ、広報誌「かわせみのこえ」などによりPRを行っており、河川整備計画の策定にあたってホームページやハガキによる意見募集や意見交換会等を行ってきたところです。今後はさらに現在行なっている活動に加えて、出前講座や小中学校の総合学習の支援を予定しています。(P107 20行目) | 第5章2. 地域住民の関心を高めるための広報活動 | 107 | 記載済 |
| 142 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 河川全般 | 安倍川をより良いものにするために市民の参加が出来るようにして欲しい。 | 地域と一体となった川づくりを行うこととしています。 また河川清掃や流木まつりなど地域の方々に参加して頂ける取り組みを行っておりますので、是非ご参加下さい。(P107 10行目) | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 | 107 | 記載済 |
| 143 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 各種の市民団体等の活動との連携を図り、地域住民が主体となった川づくりを進め方は非常によい。ぜひ流域の人々が「自分の生活する場」で川づくりに参画できるように、支援を継続して貰いたい。 | 各種イベントへの積極的な住民参加、関係自治体と協力して地域の団体・ボランティアの積極的な支援、パンフレットやインターネット等を活用した情報発信等により、地域住民が安倍川の川づくりに参画できるよう支援を継続して行っています。(P107 1行目) | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 第5章2. 地域住民の関心を高めるための広報活動 | 107 | 記載済 |
| 144 | 一般 | アンケート | 河川全般 | 豊かな自然である事をもっとPRして欲しい。 | パンフレットや副読本等を作成するとともに、インターネット等を活用しPRに努めることとしています。(P107 20行目) | 第5章2. 地域住民の関心を高めるための広報活動 | 107 | 記載済 |
| 145 | 一般 | 静岡市(長田公民館) | 河川全般 | 一番危険と思われるところに絞って、川の近くの住民といろいろ協議して河川の事業を進めて欲しい。 | 限られた予算を効率的かつ効果的に投入することにより、計画的な河川整備を進めることとしています。(P108 2行目) | 第5章3. 河川整備事業の推進 | 108 | 記載済 |
| 146 | 一般 | 静岡市(北部公民館) | 河川全般 | 河川工事の事前情報を提供して欲しい。 | ホームページ等での工事情報の提供を行っていますが、わかりやすい情報提供に努めます。(P108 4行目) | 第5章3. 河川整備事業の推進 | 108 | 記載済 |
| 147 | 一般 | 静岡市(ふしみや) | 環境 | 小さい沢の砂防ダムは小さなものを段々に作って、ヤマメやウナギなどが上下流を往来出来るようにして欲しい。 | 砂防ダムの設置してある区間は今回の河川整備計画の区間外なので砂防管理者に意見を伝えます。また近年の砂防ダムは環境等に配慮し、透過型で上下流の往来がし易い構造を検討・設置しています。 | - | - | - |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|----------------------|----------|------|------|---|---|---|---|--|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 内容は同じだがわかりやすくするための意見 | | | | | | | | |
| 148 | 行政 | | 河川全般 | 全体的に、小項目の段落番号等の表記を統一する。 | 小項目の段落番号等の表記を統一します。 | 第1章第1節第3項 第2章第1節第1項 第4章第2節第1項 第4章第3節第1項 第4章第3節第3項 | 17 31 32 33 67 68 78 79 80 82 83 84 87 88 94 95 96 100 101 102 104 105 | P17 (1) 河川水の利用 P31 (3) 山地河川領域の現状と課題 ①. 橋梁箇所 ②. 砂防えん堤箇所 (4) 河道領域の現状と課題 ①. 河床上昇 P32 (5) 海岸領域での現状と課題 ①. 海岸侵食 ②. 施設下手での侵食の発生 P33 (6) 安倍川流砂系からみた現状と課題 ①. 河床変動状況 P67 (3) 高水敷整備 P68 (4) 霞堤開口部、支川合流点对策 P78 (1) 河道管理 ①. 河道内樹木の管理について P79 ②. 土砂管理について 1) 砂利採取規制計画の作成 2) 状態を常に監視 3) 河川の状態の評価 P80 4) 状態を機動的に改善 ③. 高水敷等の管理について (2) 堤防、護岸、樋門・陸閘等の施設管理 ①. 霞堤、二線堤、陸閘の管理について P82 ②. 土出し・水制の管理について P83 ③. 防災拠点の整備について P84 (1) 出水時の対応 (2) 洪水予報、水防警報 P87 (3) 水防活動の支援 P88 (4) 地震時の対応 (5) 河川管理施設の災害復旧 P94 (2) 危機管理体制の整備 (3) 地域防災力向上への支援 (4) 地震津波対策 P95 (1) 土砂生産・流出域領域での施策 ①. 急激な土砂・・・ (2) 河道域での施策(玉機橋～河口テラス) ①. ~④. P96 (3) 海岸域での施策 ①. (4) 総合的な土砂管理の推進 P100 (1) 河川空間利用の維持、保全 P101 (2) 地域と連携した川づくり (3) 秩序ある利用 P102 (4) 河川美化体制 P104 (1) 関係機関、地域住民・・・ P105 (2) 新しい水質指標・・・ (3) 洪水後における・・・ |
| 149 | 行政 | | 河川全般 | 第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 →第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 に修正します。 | 目次 第4章第2節 | 目次 62 | 第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|------|---|---------------------------------|---|--|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 150 | 行政 | | 河川全般 | 15行目 安倍川流域→流域 | 流域に修正します。 | 第1章第1節第1項 1. 流域の概要 | 1 | 15行目 安倍川流域は静岡県中部に位置し、 |
| 151 | 行政 | | 河川全般 | 全体的に「また」→「また、」に統一する。 | 「また、」に統一します。 | 第1章第1節第1項 第2章第1節第1項 第2章第1節第2項 第2章第1節第3項 第3章第2節 第3章第4節第2項 第4章第2節第1項 第4章第3節第1項 | 1 5 29 35 39 41 44 55 59 67 68 75 78 80 82 84 87 92 95 | 全体的に「また」→「また、」に統一 |
| 152 | 行政 | | 河川全般 | 2行目 大谷嶺→大谷嶺(標高2,000m) | 大谷嶺の後に(標高2,000m)を加筆します。 | 第1章第1節第1項 2. 地形 | 2 | 2行目 大谷嶺→大谷嶺(標高2,000m) |
| 153 | 行政 | | 河川全般 | 8行目 笹山にルビを追加 | 笹山にルビを追加します。 | 第1章第1節第1項 3. 地質 | 3 | 8行目 笹山(ささやま) |
| 154 | 行政 | | 河川全般 | 6行目 「安東」「安西」にルビを追加 | 「安東」「安西」にルビを追加します。 | 第1章第1節第1項 6. 土地利用 | 5 | 6行目 「安東(あんどう)」「安西(あんざい)」 |
| 155 | 行政 | | 河川全般 | 図-1.1.11 甲州街道の道が切れている | 甲州街道の道を修正します。 | 第1章第1節第1項 7. 交通 | 7 | 図-1.1.11 駿府への街道 甲州街道へ |
| 156 | 行政 | | 河川全般 | 6行目 そこから舟積みの中継して上流部まで運搬していたが、 →そこから舟積みの中継して上流部まで運搬していたほか、筏を組んで材木を運搬する筏流しが行われていたが、 | 筏を組んで材木を運搬する筏流しが行われていたが、を加筆します。 | 第1章第1節第1項 8. 交通 | 7 | 6行目 そこから舟積みの中継して上流部まで運搬していたほか、筏を組んで材木を運搬する筏流しが行われていたが、舟運は道路交通の発達に伴い、昭和初期に廃止された。 |
| 157 | 行政 | | 治水 | 3行目 安倍川のルビを削除 | 安倍川のルビを削除します。 | 第1章第1節第2項 1. 水害の歴史 | 9 | 3行目 安倍川のルビを削除 |
| 158 | 行政 | | 治水 | 12行目 幕府の御普請役が出張し工事にあった。 →幕府の御普請役が出張し工事にあたり、霞堤が築堤された。 | 霞堤が築堤された。を加筆します。 | 第1章第1節第2項 2. 治水事業の沿革 | 11 | 12行目 幕府の御普請役が出張し工事にあたり、霞堤が築堤された。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|------|--|---|------------------------------|-----|---|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 159 | 行政 | | 治水 | 3行目 そして、この改修方針を踏襲した総体計画を昭和28年に策定した。を加筆。 | 3行目 そして、この改修方針を踏襲した総体計画を昭和28年に策定した。を加筆します。 | 第1章第1節第2項 2. 治水事業の沿革 | 12 | 3行目 そして、この改修方針を踏襲した総体計画を昭和28年に策定した。 |
| 160 | 行政 | | 治水 | 7行目 河川法→新河川法 | 新河川法に修正します。 | 第1章第1節第2項 2. 治水事業の沿革 | 12 | 7行目 新河川法が施行 |
| 161 | 行政 | | 治水 | 表1.1.6 再下段 安倍川水系河川整備基本方針決定→安倍川水系河川整備基本方針策定 | 策定に修正します。 | 第1章第1節第2項 2. 治水事業の沿革 | 14 | 下から4行目 安倍川水系河川整備基本方針策定 |
| 162 | 行政 | | 治水 | P16 7行目 緑に覆われるようになった文書を読みやすくすること | 文章を修正します。 | 第1章第1節第2項 2. 治水事業の沿革 | 16 | 7行目 植えるなどの対策を講じて、対策前の裸地が、現在は植生に覆われるようになり、斜面が安定してきている。 |
| 163 | 行政 | | 河川全般 | P17 11行目 現在でも豊富な地下水が地域を支えている。工業用水は安倍川の伏流水(静清工業用水道1.110m ³ /s)を主に清水地区へ供給している。 また、農業用水として、本川・支川で約2,200haにおよぶ安倍川沿いのかんがい区域に供給し、農業水利権全36件中31件を慣行水利が占め、水利権量は慣行水利(取水量は不明)以外の許可水利として約0.480m ³ /sである。 →現在でも安倍川の河川水とともに豊富な地下水が地域を支えている。工業用水としては安倍川の伏流水(静清工業用水道1.110m ³ /s)を主に清水地区へ供給している。 また、安倍川の河川水は農業用水として、本川・支川で約2,200haにおよぶ安倍川沿いのかんがい区域に供給されており、その水利使用状況は農業水利権全36件中31件を慣行水利が占め、水利権量は慣行水利(取水量は不明)以外の許可水利として約0.480m ³ /sである。 | 現在でも安倍川の河川水とともに豊富な地下水が地域を支えている。工業用水としては安倍川の伏流水(静清工業用水道1.110m ³ /s)を主に清水地区へ供給している。 また、安倍川の河川水は農業用水として、本川・支川で約2,200haにおよぶ安倍川沿いのかんがい区域に供給されており、その水利使用状況は農業水利権全36件中31件を慣行水利が占め、水利権量は慣行水利(取水量は不明)以外の許可水利として約0.480m ³ /sである。 に修正します。 | 第1章第1節第3項 1. 利水の沿革 | 17 | P17 21行目 現在でも安倍川の河川水とともに豊富な地下水が地域を支えている。工業用水としては安倍川の伏流水(静清工業用水道1.110m ³ /s)を主に清水地区へ供給している。 また、安倍川の河川水は農業用水として、本川・支川で約2,200haにおよぶ安倍川沿いのかんがい区域に供給されており、その水利使用状況は農業水利権全36件中31件を慣行水利が占め、水利権量は慣行水利(取水量は不明)以外の許可水利として約0.480m ³ /sである。 |
| 164 | 行政 | | 河川全般 | 1行目 河川内と河道内が混在しているため、統一を図ること。 | 河道内で統一を図ります。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 1行目 河道内 |
| 165 | 行政 | | 治水 | 2行目 計8橋存在する→8橋存在する | 計を削除します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 2行目 8橋存在する |
| 166 | 行政 | | 治水 | 3行目 改善が必要となっている。 →改善が必要である。 | 改善が必要であるに修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 3行目 改善が必要である。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|------|------|---|---|------------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 167 | 行政 | | 治水 | 表番号、表名称の追加。 | 表-2.1.2 改善が必要な橋梁とします。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 表-2.1.2 改善が必要な橋梁 |
| 168 | 行政 | | 河川全般 | 4行目 日本屈指の急流河川であり、 →日本屈指の急流河川であることから、 | 日本屈指の急流河川であることから修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 4行目 日本屈指の急流河川であることから、 |
| 169 | 行政 | | 治水 | 5行目 水衝部となる可能性を有し →水衝部となる可能性を有しており | 水衝部となる可能性を有しておりに修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 5行目 水衝部となる可能性を有しており |
| 170 | 行政 | | 治水 | 9行目 河岸侵食が顕在化して堤防の安全性 →河岸侵食が顕在化し堤防の安全性 | 河岸侵食が顕在化し堤防の安全性に修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 9行目 河岸侵食が顕在化し堤防の安全性 |
| 171 | 行政 | | 治水 | 9行目 懸念されたため →懸念されたことから | 懸念されたことから修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 9行目 懸念されたことから |
| 172 | 行政 | | 治水 | 10行目 静岡市街地を守る堤防 →静岡市街地の堤防 | 静岡市街地の堤防に修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 21 | 10行目 静岡市街地の堤防 |
| 173 | 行政 | | 治水 | 一番上の図の説明文 河岸浸食が発生し、 →河岸侵食が発生し、 | 侵食に修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 22 | 一番上の図の説明文 河岸侵食が発生し、 |
| 174 | 行政 | | 治水 | 洪水時の流心が堤防に向かう可能性 →洪水時の流向が堤防に向かう可能性 | 洪水時の流向が堤防に向かう可能性が高く堤防への危険性が増している。に修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 22 | 二番上の図の説明文 洪水時の流向が堤防に向かう可能性 |
| 175 | 行政 | | 治水 | 2行目、3行目 土出し→土出し水制 | 土出し水制に修正します。 | 第2章第1節第1項 1. 洪水に対する安全性の確保 | 22 | 2行目、3行目 土出し水制 |
| 176 | 行政 | | 治水 | 図番号、図名称の追加。 | 図-2.1.4 高潮堤防区間図とします。 | 第2章第1節第1項 2. 高潮に対する安全性の確保 | 23 | 図-2.1.4 高潮堤防区間図 |
| 177 | 行政 | | 治水 | 10行目 CCTV等の情報収集・伝達整備、管理を行っており、今後も継続して整備、管理を行う必要がある。→CCTV等の情報収集・伝達機器の整備、維持管理を行っており、今後も継続して行う必要がある。 | CCTV等の情報収集・伝達機器の整備、維持管理を行っており、今後も継続して行う必要がある。に修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理 | 26 | 9行目 CCTV等の情報収集・伝達機器の整備、維持管理を行っており、今後も継続して行う必要がある。に修正します。 |
| 178 | 行政 | | 治水 | 12行目 安倍川本川は洪水予報を行う河川として指定されており、静岡地方気象台と共同で洪水の恐れのある場合に洪水注意報・洪水警報として発表している。→安倍川本川は洪水予報河川として指定されており、静岡地方気象台と共同で洪水の恐れのある場合にはん蓋注意情報、はん蓋警戒情報として発表している。 | 安倍川本川は洪水予報河川として指定されており、静岡地方気象台と共同で洪水の恐れのある場合にはん蓋注意情報、はん蓋警戒情報として発表している。と修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理 | 26 | 11行目 安倍川本川は洪水予報河川として指定されており、静岡地方気象台と共同で洪水の恐れのある場合にはん蓋注意情報、はん蓋警戒情報として発表している。 |
| 179 | 行政 | | 治水 | 図-2.1.7 の堤内地が高いため修正する。 | 図-2.1.7 の堤内地が高いため修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理 | 26 | 図-2.1.7 洪水予報や水防警報に関する水位のイメージ図の堤内地の修正 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|------|------|--|---|--|-----|--|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 180 | 行政 | | 治水 | 7行目 被害を軽減させる機能を有しており、 →被害を軽減させる機能を有していることから、 | 被害を軽減させる機能を有している ことから、に修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理(5) 霞堤及び二線堤 | 28 | 7行目 被害を軽減させる機能を有していることから、 |
| 181 | 行政 | | 治水 | 11行目 宅地浸水被害の防止である。 →宅地への浸水被害の防止である。 | 宅地への浸水被害の防止である。 に修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理(5) 霞堤及び二線堤 | 28 | 11行目 宅地への浸水被害の防止である。 |
| 182 | 行政 | | 治水 | 現存する霞堤、二線堤の箇所を確認する。 | 現存する霞堤、二線堤の箇所を確認 し、修正します。 | 第2章第1節第1項 4. 危機管理(5) 霞堤及び二線堤 | 28 | 図-2.1.9 霞堤及び二線堤位置図 の霞堤、二線堤の位置の修 正。 |
| 183 | 行政 | | 治水 | 15行目 試験掘削した土砂は骨材利用もしている。 | 骨材利用の加筆を行います。 | 第2章第1節第1項 5. 土砂管理(1) これまでの土砂管理 に関する現状(概 要) | 29 | 15行目 掘削土砂は、静岡・清水海岸の養浜事業(静岡県)と骨材利 用に活用されている。 |
| 184 | 行政 | | 治水 | 2行目 ①橋梁下流の河床低下 →①橋梁箇所 6行目 ②砂防えん堤下流の河床低下 →②砂防えん堤箇所 | ①橋梁箇所、②砂防えん堤箇所 に修正します。 | 第2章第1節第1項 5. 土砂管理 (3)山地河川領域 の現状と課題 | 31 | 2行目 ①橋梁箇所 6行目 ②砂防えん堤箇所 |
| 185 | 行政 | | 治水 | 7行目以降の施設下手の表記がわかりにくいので 修正ください。 | 施設下手以外の文章に修正しま す。 | 第2章第1節第1項 5. 土砂管理(5) 海岸領域での現状と 課題 | 32 | 7行目 ②. 清水海岸で侵食が進行から回復傾向にあるが、清水海岸では安倍 川からの土砂供給の回復、海岸保全事業の効果により侵食の速 度が緩やかになっているが、侵食が進んでいる。 |
| 186 | 行政 | | 治水 | 図-2.1.14 平均河床高変化量のS31-S42の線を、S42-S31に 修正すること。 | 図-2.1.14 平均河床高変化量のS31-S42の線 を、S42-S31に修正します。 | 第2章第1節第1項 5. 土砂管理 | 34 | 図-2.1.14 河床高変化 縦断図 S42-S31線の修正。 |
| 187 | 行政 | | 利水 | 14行目 流水管理が求められている→流水管理が必要と なっている | 流水管理が必要となっている。に 修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | 12行目 流水管理が必要となっている。 |
| 188 | 行政 | | 利水 | P37 1行目 → P35 13行目 山間部で集まった安倍川の河川水(表流水)は海へ 流れ出ていくが、 →山間部から流出した河川水(表流水)の大部分は 海へ流れ出ていくが、 | 山間部から流出した安倍川の河川 水(表流水)の大部分は海へ流れ出 ていくが、に修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | 13行目 山間部から流出した河川水(表流水)の大部分は海へ流れ出てい くが、 |
| 189 | 行政 | | 利水 | P37 2行目 → P35 14行目 この安倍川の河川水や地中にしみこんだ降雨等により →河川水や地中に浸透する降雨等により | 河川水や地中に浸透する に修正 します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | 14行目 河川水や地中に浸透する降雨等により |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|------|---|--------------------------------|-------------------------|-----|---|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 190 | 行政 | | 利水 | P37 4行目 → P35 16行目 このような水の循環を・・・ →このような水の動きを・・・ | このような水の動きを に修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 35 | 16行目 このような水の動きを・・・ |
| 191 | 行政 | | 利水 | 2行目 地下水を涵養している。 →地下水が涵養されており、 | 涵養されており、に修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 37 | 2行目 地下水が涵養されており、 |
| 192 | 行政 | | 利水 | 4行目 大きく変動するため・・・ →大きく変動し・・・ | 大きく変動しに修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 38 | 3行目 大きく変動し・・・ |
| 193 | 行政 | | 利水 | 9行目 産卵場所は年々・・・ →産卵場所が・・・ | 産卵場所が に修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 38 | 9行目 産卵場所が・・・ |
| 194 | 行政 | | 利水 | 12行目 魚類等生態系を一魚類に代表される動植物を | 魚類に代表される動植物を に修正します。 | 第2章第1節第2項 1. 河川水の利用 | 38 | 13行目 魚類に代表される動植物を・・・ |
| 195 | 行政 | | 環境 | 表-2.1.4 → 表-2.1.5 の出典 報告様式7 土地占用の処分に関わる面積等報告 →静岡河川事務所資料 | 出典：「静岡河川事務所資料」に修正します。 | 第2章第1節第3項 1. 河川空間の利用 | 41 | 表2.1.5 出典の修正。 「静岡河川事務所資料」 |
| 196 | 行政 | | 環境 | 表-2.1.5 → 表-2.1.6 表内の数字に3桁のカンマを挿入 1888→1,888 | 1,888 に修正します。 | 第2章第1節第3項 1. 河川空間の利用 | 41 | 表-2.1.6 1888→1,888 |
| 197 | 行政 | | 環境 | 25行目 舟山にルビを追加 | 舟山にルビを追加します。 | 第2章第1節第3項 2. 河川環境 | 43 | 25行目 舟山(ふなやま) |
| 198 | 行政 | | 環境 | 図-2.1.28 既に施行されているのでは 「注)平成17年5月施行予定」 | 注)平成17年5月施行予定 を削除します。 | 第2章第1節第3項 3. 河川の水質 | 50 | 図-2.1.28 安倍川水系の環境基準値指定水域の範囲 注)平成17年5月施行予定の削除 |
| 199 | 行政 | | 河川全般 | 3行目 急流河川→急流土砂河川 | 急流土砂河川に修正します。 | 第3章第1節河川整備計画の基本理念 | 54 | 3行目 急流土砂河川 |
| 200 | 行政 | | 河川全般 | 表-3.2.1、図-3.2.1 のP55からP56への移動 | 急流土砂河川に修正します。 | 第3章第1節河川整備計画の基本理念 | 56 | 表-3.2.1、図-3.2.1 のP55からP56への移動 |
| 201 | 行政 | | 治水 | 図-3.4.2 戦後最大→観測史上最大 | 観測史上最大に修正します。 | 第3章第4節第1項 1. 洪水対策 | 57 | 図-3.4.2 手越地点の年最大流量図 観測史上最大 に修正。 |
| 202 | 行政 | | 治水 | 12行目 適切な操作ルールのもとに陸間の維持管理を行う。 →適切な操作要領を作成し、陸間の維持管理を行う。 | 適切な操作要領を作成し、陸間の維持管理を行う。に修正します。 | 第3章第4節第1項 4. 危機管理 | 58 | 12行目 適切な操作要領を作成し、陸間の維持管理を行う。 |
| 203 | 行政 | | 治水 | 24行目 施設下手の単語をわかりやすくする。 | わかりやすい単語に修正します。 | 第3章第4節第1項 5. 土砂管理対策 | 58 | 24行目 「及び施設下手での侵食」を削除します。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|--|------|--|---|-----------------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | | |
| 204 | 行政 | | 治水 | 25行目 維持管理の実施にあたっては、安倍川及び葦科川の河川特性を十分に踏まえ、具体的な維持管理の計画を作成するとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価及び評価結果に基づく計画の見直しを一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的かつ効果的に実施する。→維持管理の実施にあたっては安倍川及び葦科川の河川特性を踏まえ、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。 | 維持管理の実施にあたっては安倍川及び葦科川の河川特性を踏まえ、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。に修正します。 | 第4章第1節 1. 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減 | 60 | 24行目 維持管理の実施にあたっては安倍川及び葦科川の河川特性を踏まえ、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。 |
| 205 | 行政 | | 治水 | 表-4.2.1 背水影響による浸水被害の防止→背水影響による宅地浸水の防止 | 背水影響による宅地浸水の防止に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. 洪水対策 | 62 | 表-4.2.1 洪水対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等 表中の 宅地浸水の防止 へ修正。 |
| 206 | 行政 | | 治水 | 河道掘削 水位低下させ、洪水を安全に流下 →水位を低下させ、洪水を安全に流下させる | 水位を低下させ、洪水を安全に流下させる に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. 洪水対策 | 63 | 河道掘削 水位を低下させ、洪水を安全に流下させる |
| 207 | 行政 | | 治水 | 河道掘削(砂利採取規制計画) 高水敷造成・海岸の養浜・骨材利用に利用(海域へ土砂流下しやすい断面を検討) →高水敷造成・海岸の養浜・骨材利用等に利用(海域へ土砂が流下しやすい断面を検討) | 高水敷造成・海岸の養浜・骨材利用等に利用(海域へ土砂が流下しやすい断面を検討) に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. 洪水対策 | 63 | 河道掘削(砂利採取規制計画) 高水敷造成・海岸の養浜・骨材利用等に利用(海域へ土砂が流下しやすい断面を検討) |
| 208 | 行政 | | 治水 | 堤防強化 侵食、浸透に対する安全性を確保するための断面拡大、護岸整備等 →侵食、浸透に対する安全性を確保するための断面拡大、高水護岸の整備等 | 侵食、浸透に対する安全性を確保するための断面拡大、高水護岸の整備等に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. 洪水対策 | 63 | 堤防強化 侵食、浸透に対する安全性を確保するための断面拡大、 高水護岸の整備等 |
| 209 | 行政 | | 治水 | 7行目 砂利採取規制計画 →砂利等の採取に関する規制計画(以下、「砂利採取規制計画」と言う) | 砂利等の採取に関する規制計画(以下、「砂利採取規制計画」と言う) に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. (3) 高水敷整備 | 67 | 7行目 砂利等の採取に関する規制計画(以下、「砂利採取規制計画」と言う) |
| 210 | 行政 | | 治水 | 本川背水影響による浸水被害を防止するため、 →本川背水影響による宅地浸水を防止するため、 | 宅地浸水防止 に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. (4) 霞堤開口部、支川合流点対策 | 68 | 4行目 そのうち整備計画流量流下時の本川背水影響による 宅地浸水 を防止するため、 |
| 211 | 行政 | | 治水 | 大門川合流点、久住谷川合流点の2箇所において堤防延伸等を行い、導流堤整備等を行う。また 牧ヶ谷霞堤開口部 →大門川合流点、久住谷川合流点の2箇所において堤防延伸等を行い、牧ヶ谷霞堤開口部 | 堤防延伸等を行い、 に修正します。 | 第4章第2節第1項 1. (4) 霞堤開口部、支川合流点対策 | 68 | 4行目 大門川合流点、久住谷川合流点の2箇所において 堤防延伸等 を行い、牧ヶ谷霞堤開口部については関係機関と調整して必要な対策を実施する。 また洪水時に浸水状況等を把握する。 |
| 212 | 行政 | | 治水 | 図-4.2.6 河川工事に係る施行の場所に、緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策を加筆する。 | 図-4.2.6 河川工事に係る施行の場所に、緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策を加筆します。 | 第4章第2節第1項 3. 河川整備計画箇所 | 71 | 図-4.2.6 河川工事に係る施行の場所に、 緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策 を加筆。 |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|------|---|--|-------------------------------|-----|--|
| | | 開催場所等 | | | | 記載箇所 | | |
| 213 | 行政 | | 治水 | 7行目 樋門・樋管(排)等 →樋門・樋管、水門等 | 樋門・樋管、水門等に修正します。 | 第4章第3節第1項 1. 河川維持管理の考え方 | 74 | 7行目 樋門・樋管、水門等の構造物については、 |
| 214 | 行政 | | 治水 | 9行目 このことから、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切に進めるために定めた「河川維持管理計画」及び河川維持管理計画に基づく年間の維持管理の実施内容を定める「河川維持管理実施計画」を作成し、常に変化する河川の状態を監視・評価把握し、その結果を河川カルテとして記録するとともに、結果を評価し、計画を常に見直すことにより、サイクル型維持管理を行う。また、河川の状態によって、状況に応じ整備計画に反映させていくものとする。 →そのため、安倍川及び藁科川の河川特性を踏まえて、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。 | そのため、安倍川及び藁科川の河川特性を踏まえて、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。に修正します。 | 第4章第3節第1項 1. 河川維持管理の考え方 | 74 | 9行目 そのため、安倍川及び藁科川の河川特性を踏まえて、計画的な維持管理を実施し、河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切かつ継続的に進めるとともに、常に変化する河川の状態を監視・評価・改善し、計画を見直す。 |
| 215 | 行政 | | 治水 | 2行目 樋門・樋管(排・取) →樋門・樋管 | 樋門・樋管に修正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 75 | 2行目 樋門・樋管 |
| 216 | 行政 | | 治水 | 4行目 把握し、計画的に →把握し、必要な対策を行うとともに、計画的に | 把握し、必要な対策を行うとともに、計画的に に修正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 75 | 3行目 把握し、必要な対策を行うとともに、計画的に |
| 217 | 行政 | | 治水 | 6行目 確認が難しい安倍川では →確認が難しいことから、 | 確認が難しいことから修正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 75 | 6行目 確認が難しいことから、 |
| 218 | 行政 | | 治水 | 表-4.3.2 → 表-4.3.1 表中の「 <u>主な河川管理施設等</u> 」を削除 表中の樋門・樋管(排)の(排)を削除 | 「 <u>主な河川管理施設等</u> 」、 「(排)」を削除します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 75 | 表-4.3.2 → 表-4.3.1 表中の「 <u>主な河川管理施設等</u> 」を削除 表中の樋門・樋管(排)を削除 |
| 219 | 行政 | | 治水 | 表-4.3.3 主な情報伝達施設等 →表-4.3.2 主な河川管理施設(情報伝達施設) | 主な河川管理施設(情報伝達施設) に修正に修正します。 | 第4章第3節第1項 2. 河川管理施設等の機能の確保 | 76 | 表-4.3.2 主な河川管理施設(情報伝達施設) |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|--------|--|--------------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | カテゴリー | | 記載箇所 | | | |
| 220 | 行政 | | 治水 | <p>2行目 河川は洪水や濁水などによりその状況が変化することから、河川を適正に管理するために「河川維持管理計画」を作成し、これに基づき適切な管理を推進する。また急流河川である安倍川では、洪水時の高速流や砂礫の流下などにより、堤防・高水敷の破損や護岸等のコンクリート構造物の摩耗等が起りやすいという急流土砂河川特有の課題が存在するため、平常時においても河川巡視等により変状を把握し適切な管理を行う。</p> <p>河川管理施設等の機能の維持を図るために、河川巡視による河道変状・高水敷利用等の把握、堤防・護岸・樋門・樋管(排・取)及び陸閘等の河川管理施設の点検、定期的な河川縦横断面測量等を行い河川の状況を的確に把握する。</p> <p>河川巡視・点検等により得られた結果は河川カルテに記録するものとし、河川巡視・点検等、巡視・点検等結果の評価及び破損等の原因調査、補修・更新、管理計画の見直しというサイクル型維持管理を推進する。梅雨期・台風期に備えて、堤防除草を実施することにより堤防等の異常の有無を早期に発見しやすくし、堤防の亀裂・損傷等が発見された場合には原因を調査し修繕を行う。</p> <p>管理用通路については、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう適正に確保・維持管理する。</p> <p>許可工作物についても、橋梁の桁下高不足等の洪水時の流下阻害及び河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるとともに構造令施行前に設置された支障の存在する施設については計画的に改築等されるよう施設管理者に指導及び協議を行う。</p> <p>→急流河川である安倍川では、洪水時の高速流や砂礫の流下などにより、堤防や高水敷の損傷、護岸等コンクリート構造物の摩耗等が起りやすい急流土砂河川特有の課題が存在するため、平常時においても河川巡視等により変状を把握し、適切な維持管理を行う。</p> <p>河川管理施設等の機能維持を図るため、河川巡視、定期縦横断面測量、施設点検等により、河道の変状、樹木の繁茂状況、施設の健全度などを的確に把握する。</p> <p>梅雨期・台風期に備えて、堤防除草を実施することにより堤防等の異常の有無の早期発見に努めるとともに、堤防に損傷等が発見された場合には、原因を調査し補修する。</p> <p>また、管理用通路についても、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、適正な維持管理を行う。</p> <p>許可工作物については、河川管理上の支障とならないよう定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう指導していくとともに、河川管理施設等構造令制定以前に施工された構造物については、計画的に改善されるよう施設管理者へ指導していく。</p> | <p>第4章第3節第1項 3. 平常時の管理</p> | 77 | <p>2行目 急流河川である安倍川では、洪水時の高速流や砂礫の流下などにより、堤防や高水敷の損傷、護岸等コンクリート構造物の摩耗等が起りやすい急流土砂河川特有の課題が存在するため、平常時においても河川巡視等により変状を把握し、適切な維持管理を行う。</p> <p>河川管理施設等の機能維持を図るため、河川巡視、定期縦横断面測量、施設点検等により、河道の変状、樹木の繁茂状況、施設の健全度などを的確に把握する。</p> <p>梅雨期・台風期に備えて、堤防除草を実施することにより堤防等の異常の有無の早期発見に努めるとともに、堤防に損傷等が発見された場合には、原因を調査し補修する。</p> <p>また、管理用通路についても、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、適正な維持管理を行う。</p> <p>許可工作物については、河川管理上の支障とならないよう定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう指導していくとともに、河川管理施設等構造令制定以前に施工された構造物については、計画的に改善されるよう施設管理者へ指導していく。</p> |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|------|------|---|---|--------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 221 | 行政 | | 治水 | 表-4.3.4 樋門・樋管(排・取) →表-4.3.3 樋門・樋管 施設別の列削除 | 表-4.3.3 樋門・樋管 に修正します。 施設別の列削除します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 77 | 表-4.3.3 許可工作物一覧表(大臣管理区間) 樋門・樋管 に修正。 施設別の列削除。 |
| 222 | 行政 | | 治水 | 表-4.3.4 → 表-4.3.3 径間長不足4橋→径間長不足4橋 径間長・桁下 高不足3橋 桁下高不足1橋 | 径間長不足4橋 径間長・桁下高不足3橋 桁下高不足1橋 に修 正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 77 | 表-4.3.3 許可工作物一覧表(大臣管理区間) 径間長不足4橋 径間長・桁下高不足3橋 桁下高不足1橋 に修正。 |
| 223 | 行政 | | 治水 | 4行目 河道内樹木調査、河川巡視等により河道の監視を 行い、流下能力への影響を検討し、必要に応じて 流下阻害となる要因に対して →河道内樹木調査等により河道の監視を行い、流 下能力や河川管理施設への影響を検討し、必要に 応じて阻害となる要因に対して | 河道内樹木調査等により河道の監視 を行い、流下能力や河川管理施設 への影響を検討し必要に応じて 阻害となる要因に対して に修正 します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 4行目 河道内樹木調査等により河道の監視を行い、流下能力や河川管 理施設への影響を検討し、必要に応じて阻害となる要因に対 して |
| 224 | 行政 | | 治水 | 11行目 樹木の成長をモニタリングするとともに、必要な 箇所については伐採するなど適切な管理を行う。 →必要な箇所については伐開し、伐開後は樹木の 成長をモニタリングし、適切な管理を行う。 | 必要な箇所については伐開し、伐 開後は樹木の成長をモニタリン グし、適切な管理を行う。に修正 します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 11行目 必要な箇所については伐開し、伐開後は樹木の成長をモニタリ ングし、適切な管理を行う。 |
| 225 | 行政 | | 治水 | 13行目 樋門・樋管(排・取) →樋門・樋管 | 樋門・樋管に修正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 13行目 樋門・樋管等河川管理施設の動作に・・・ |
| 226 | 行政 | | 環境 | 14行目 樹木やゴミ投棄を助長して →樹木や不法投棄を助長して | 樹木や不法投棄を助長して に修 正します。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 14行目 樹木や不法投棄を助長して |
| 227 | 行政 | | 治水 | 将来、成長に伴い～その段階で伐採するものとする。 の削除。 | 将来、成長に伴い～その段階で伐 採するものとする。 の削除しま す。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 15行目 将来、成長に伴い～その段階で伐採するものとする。 の削 除。 |
| 228 | 行政 | | 治水 | 15行目、17行目、20行目 伐採→抜開 16行目 河道内樹木は洪水時に抜け流木となり、橋梁等で 洪水をせき止めたり、川や海岸でのゴミとなるの で、必要な伐採により流木量を減らすこととす る。 →河道内樹木は洪水時に流木となり、橋梁等に ひっかかり、洪水の流下を阻害したり、川や海岸 でのゴミとなるので、必要な伐開により流木量を 減らすこととする。 19行目 伐採等が必要な場合は →伐開を行う場合には、 | 抜開 に修正します。 河道内樹木は洪水時に流木とな り、橋梁等にひっかかり、洪水の 流下を阻害したり、川や海岸での ゴミとなるので、必要な伐開によ り流木量を減らすこととする。 に修正します。 伐開を行う場合には、に修正しま す。 | 第4章第3節第1項 3. 平常時の管理 | 78 | 15行目、17行目、20行目 伐採→抜開 16行目 河道内樹木は洪水時に流木となり、橋梁等にひっかかり、洪水 の流下を阻害したり、川や海岸でのゴミとなるので、必要な伐 開により流木量を減らすこととする。 19行目 伐開を行う場合には、 |
| 229 | 行政 | | 治水 | 1行目 (砂利採取規制計画) を削除 | (砂利採取規制計画) を削除し ます。 | 第4章第3節第1項 3. (1) 河道管理 | 79 | 1行目 ②. 土砂管理について(砂利採取規制計画) |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|------|------|--|--|---|-----|--|
| | 開催場所等 | 記載箇所 | | | | | | |
| 230 | 行政 | | 治水 | 2行目 近年安倍川では河床高が上昇し →近年安倍川では河床が上昇し | 近年安倍川では河床が上昇しに 修正します。 | 第4章第3節第1項 3.(1)河道管理 | 79 | 2行目 近年安倍川では河床が上昇し |
| 231 | 行政 | | 治水 | 5行目 土砂供給を促すような試行をしている。 →土砂供給を促すよう試行をしている。 | 土砂供給を促すよう試行をしている。 に修正します。 | 第4章第3節第1項 3.(1)河道管理 | 79 | 4行目 土砂供給を促すよう試行をしている。 |
| 232 | 行政 | | 治水 | 7行目 規制計画→砂利採取規制計画 | 砂利採取規制計画に修正しま す。 | 第4章第3節第1項 3.(1)河道管理 | 79 | 7行目 砂利採取規制計画 |
| 233 | 行政 | | 治水 | 土砂管理の話であり、維持管理計画とは関係ない のでは。 また3年ごとに改訂することを記述する。 | 安倍川は急流土砂河川であり、維持 管理において土砂管理は重要な テーマです。このことから、①河 川維持管理計画の作成と⑤河川維 持管理計画の修正を合わせて河川 維持管理計画に総合土砂管理につ いて記述します。 | 第4章第3節第1項 3.(1)河道管理 | 79 | 17行目 1)砂利採取規制計画の作成 河道掘削の試行の詳細について記載した砂利採取規制計画(H19 ~H21:以後3年ごとに改訂)を作成する。 |
| 234 | 行政 | | 治水 | 7行目 高水敷の支障→治水の支障 | 治水の支障に修正します。 | 第4章第3節第1項 3.(1)河道管理 | 80 | 7行目 治水の支障 |
| 235 | 行政 | | 治水 | 25行目 機能を維持するための適正な管理に努める。 →機能を維持するための適正な維持管理に努め る。 | 機能を維持するための適正な維持 管理に努める。に修正します。 | 第4章第3節第1項 3.(2)堤防、護 岸、樋門・陸閘等 の施設管理 | 80 | 26行目 機能を維持するための適正な維持管理に努める。 |
| 236 | 行政 | | 治水 | 図-4.3.3の凡例下の注記の位置の修正。 | 図-4.3.3の凡例下の注記の位置 を修正します。 | 第4章第3節第1項 3.(2)堤防、護 岸、樋門・陸閘等 の施設管理 | 81 | 図-4.3.3 現存する霞堤・二線堤及び陸閘の凡例下の注記の 位置を修正します。 |
| 237 | 行政 | | 治水 | 6行目 また同様な機能を持つ水制についても →また、水制についても | また、水制についてもに修正し ます。 | 第4章第3節第1項 3.(2)堤防、護 岸、樋門・陸閘等 の施設管理 | 82 | 6行目 また、水制についても |
| 238 | 行政 | | 治水 | 10行目 河川監視、堤防、護岸 →河川監視により、堤防、護岸 | 河川監視により、堤防、護岸に 修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 9行目 河川監視により、堤防、護岸 |
| 239 | 行政 | | 治水 | 14行目 洪水中に堤防等を河川巡視することにより変状を 把握するとともに水防団の活動を支援し河川管理 施設等の保全を行う。 →洪水時の河川巡視により変状を発見した場合は 水防団の活動を支援し河川管理施設等の保全を行 う。 | 洪水時の河川巡視により変状を発見 した場合は水防団の活動を支援 し河川管理施設等の保全を行う。 に修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 13行目 洪水時の河川巡視により変状を発見した場合は水防団の活動を 支援し河川管理施設等の保全を行う。 |
| 240 | 行政 | | 治水 | 16行目 出水時に情報収集を行なうとともに水防団の活動 を →出水時に河川巡視を強化するとともに水防団の 活動を | 出水時に河川巡視を強化するとと もに水防団の活動をに修正しま す。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 15行目 出水時に河川巡視を強化するとともに水防団の活動を |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | カテゴリ | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|--|------|---|---|------------------------------|-----|--|
| | 開催場所等 | | | | | 記載箇所 | | |
| 241 | 行政 | | 治水 | 17行目 二線堤における陸間の管理を確実にし、堤防の決壊による下流への被害拡大を抑えるものとする。 →二線堤における陸間については操作要領に基づき適切に操作し、堤防の決壊による下流への被害拡大を抑える。 | 二線堤における陸間については操作要領に基づき適切に操作し、堤防の決壊による下流への被害拡大を抑える。に修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 17行目 二線堤における陸間については操作要領に基づき適切に操作し、堤防の決壊による下流への被害拡大を抑える。 |
| 242 | 行政 | | 治水 | 20行目 洪水後においても高水敷・低水護岸等の →洪水後においても河川巡視等により高水敷・低水護岸等の | 河川巡視等により を加筆します。 | 第4章第3節第1項 4.(1) 出水時の対応 | 84 | 19行目 洪水後においても河川巡視等により高水敷・低水護岸等の |
| 243 | 行政 | | 治水 | 3行目 地震が発生した場合には、 <u>ただちに</u> 災害対策支部を設置 →地震が発生した場合には、災害対策支部を設置 | 地震が発生した場合には、災害対策支部を設置 に修正に修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 3行目 地震が発生した場合には、災害対策支部を設置 |
| 244 | 行政 | | 治水 | 4行目 すみやかに河川巡視を行い、 →異常の早期発見のために河川巡視等により、 | 異常の早期発見のために河川巡視等により、 に修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 3行目 異常の早期発見のために河川巡視等により、 |
| 245 | 行政 | | 治水 | 4行目 堤防、護岸、丸子川水門、樋門・樋管(排) →堤防、護岸、丸子川水門、樋門・樋管 | 樋門・樋管に修正します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 4行目 堤防、護岸、丸子川水門、樋門・樋管 |
| 246 | 行政 | | 治水 | 5行目 特に地域社会等への影響が懸念される重要な河川管理施設について →河川管理施設について | 特に地域社会等への影響が懸念される重要な を削除します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 5行目 河川管理施設について |
| 247 | 行政 | | 治水 | 14行目 復旧業者との連絡体制や施工準備を早急に整え、速やかに復旧する。 →速やかに復旧する。 | 復旧業者との連絡体制や施工準備を早急に整え、を削除します。 | 第4章第3節第1項 4.(4) 地震時の対応 | 88 | 14行目 速やかに復旧する。 |
| 248 | 行政 | | 治水 | 3行目 河道掘削モニタリング結果や川幅、勾配、支川合流部等の河道特性から見た土砂の堆積域の把握により、水制工の設置等による土砂を流しやすい河道整備を検討する。 →河道掘削による河床低下と土砂を流しやすい河道断面の設定による河床低下について比較を行い、急流土砂河川における土砂対策を検討する。 | 河道掘削による河床低下と土砂を流しやすい河道断面の設定による河床低下について比較を行い、急流土砂河川における土砂対策を検討する。に修正します。 | 第4章第3節第1項 8. 総合土砂管理 | 95 | 35行目 河道掘削による河床低下と土砂を流しやすい河道断面の設定による河床低下について比較を行い、急流土砂河川における土砂対策を検討する。 |
| 249 | 行政 | | 治水 | 下3行目 ・河口テラス及び海岸への影響が及ばないような砂利採取の適切な規制 の削除 | ・河口テラス及び海岸への影響が及ばないような砂利採取の適切な規制 を削除します。 | 第4章第3節第1項 8. 総合土砂管理 | 95 | 下から1行目 ・河口テラス及び海岸への影響が及ばないような砂利採取の適切な規制 を削除します。 |
| 250 | 行政 | | 利水 | 7行目 約2200ha→約2,200ha | 約2,200haに修正します。 | 第4章第3節第2項 1. 適正な河川水の利用 | 98 | 7行目 約2,200ha |

安倍川水系河川整備計画(原案)に対する意見聴取

| NO | 意見を頂いた方法 | | 意見及び質問 | ご意見に対する河川管理者の見解 | | 指摘項 | 考え方に対応した河川整備計画(案)の内容 |
|-----|----------|-------|---|-------------------------------------|----------------------------------|-------------|---|
| | 開催場所等 | カテゴリー | | 記載箇所 | | | |
| 251 | 行政 | | 利水 5行目 していく。→する。 15行目 していく。→する。 19行目 していく。→する。 22行目 していく。→する。 26行目 していく。→する。 31行目 していく。→する。 | 「していく。」を「する。」に修正します。 | 第4章第3節第2項 1. 適正な河川水の利用 | 98 | 5行目 していく。→する。 16行目 していく。→する。 20行目 していく。→する。 24行目 していく。→する。 28行目 していく。→する。 33行目 していく。→する。 |
| 252 | 行政 | | 河川全般 12行目 牛妻地区(15K~16K)では水辺の楽校として整備し →牛妻地区(15K~16K)では水辺の楽校を整備し | 牛妻地区(15K~16K)では水辺の楽校を整備しに修正します。 | 第5章1. 関係機関、地域住民及び学識経験者との協働・連携 | 107 | 12行目 牛妻地区(15K~16K)では水辺の楽校を整備し |
| 253 | 行政 | | 治水 付図-2 に、緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策を加筆する。 | 付図-2 に、緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策を加筆します。 | 付図-2 | 付図-2 | 付図-2 に、緊急河川敷道路、霞堤開口部・支川合流点対策を加筆。 |
| 254 | 行政 | | 河川全般 付図-12~付図-16の、日本測地系から世界測地系への変更。 | 付図-12~付図-16を、日本測地系から世界測地系への変更します。 | 付図-12~付図-16 | 付図-12~付図-16 | 付図-12~付図-16の、日本測地系から世界測地系への変更。 |